

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	4	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

仮特別徴収税額等の還付において公金受取口座情報の照会及び利用が可能な場合の明確化

## 提案団体

北広島市

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項第4号に規定される税等のうち年金所得に係る仮特別徴収税額の還付の支給事務を処理するために必要な情報であれば、還付対象者の公金受取口座の利用の意思に関わらず、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会が可能な旨をデジタル庁から各府省及び地方公共団体へ通知し、明確化すること。

仮特別徴収を実施している税等を所管する省庁から、還付発生時には上記運用が可能であり、下記プッシュ型還付を行って問題ない旨を地方公共団体へ通知し、明確化すること。

### 【プッシュ型還付の具体的なスキーム】

#### ①還付発生

②(還付対象者の公金受取口座利用意思の確認を経ずに)情報提供 NWS を通じて全還付対象者の公金受取口座の情報を照会

③(公金受取口座の登録があった場合)公金受取口座へ振り込む予定である旨の通知を還付対象者へ送付(公金受取口座への振込を希望しない方のみ、期限内に振込を希望する口座情報の回答を求める)

#### ④還付実施

なお、公金受取口座を登録していない方(②で公金受取口座の情報を取得できなかった方)については、従来通りの手法で還付を行う。

## 具体的な支障事例

仮特別徴収税額は、前々年中の所得割額等から算出する税額であり、見込みで特別徴収することから、正確に税額が決定する納税通知書の発送(6月頃)と同時に、大量に還付事務が発生する。(令和5年:687件、令和6年:1,381件(定額減税の影響により増)、令和7年:640件)

これを還付するにあたっては、現在、次の手順と示されており、還付先口座を1件1件、本人に確認しなければならない。

回答がないことの再照会、記載誤りによる振込エラー、振込誤り等の事務負担やリスクを抱えることになることが課題となっている。

#### 1 還付発生

#### 2 還付先口座の照会

(公金登録口座を利用しない場合)

#### 3-1 回答受領(口座情報手書)

#### 4-1 システムへ口座情報を入力

(公金登録口座を利用する場合)

3-2回答受領(公金受取口座利用の意思表示)

4-2情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座情報の取得

5支払手続き+還付通知

本提案事例については、収入減少や所得控除の増額によって起こり起こり得るもので、大量の件数であることから還付が遅れてしまうことは、納税義務者への不利益につながることから、本改正により迅速な還付を実現できる仕組みを整えたい。

上記支障事例は、件数の多い住民税の年金所得に係る仮特別徴収税額等に関する還付を具体例として挙げたが、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療健康保険料についても、同様に年金所得に係る仮特別徴収を実施しており、還付が発生している。

#### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

還付先口座の記載に煩雑性を訴える者がいる。

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事前に公金受取口座情報を取得し、プッシュ型による還付を可能とすることで、次の効果が見込まれる。

なお、公金受取口座の登録状況等から約6割の者に事務改善効果が見込まれる。

(納税義務者のメリット)

・迅速な還付を受けることができる。

・公金口座を登録している者で公金受取口座への還付を希望する者は書類の記載及び返送が不要となる。

(自治体側のメリット)

・還付先口座の照会から回答受領までの2段階を1段階に省略できることにより、時間短縮・経費削減が見込まれる。

・公金受取口座の推進ができる。

・公金受取口座の利用により記載誤りによる振込エラーや振込先情報の入力を簡略化できる。

#### 根拠法令等

地方税法第17条、第321条の7の8、第321条の7の10、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条、第9条、第10条、介護保険法第140条、国民健康保険法第76条の4、高齢者の医療の確保に関する法律第110条

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、盛岡市、花巻市、さいたま市、川崎市、厚木市、名古屋市、半田市、名張市、大阪市、枚方市、姫路市、芦屋市、小野市、諫早市、特別区長会

○同様の支障事例あり。税額が決定した翌月(7月)は、還付事務が大量に発生している。

○本市では、年金所得にかかる市県民税の仮特別徴収について、本算定後に多くの過誤納金が発生(年間1,000件程度)し、還付通知、還付依頼書を送付している。問い合わせ対応や、回答がない場合の再送付、また還付処理が集中することによる事務の負担が大きい。還付対象者も高齢であるため、受け取りのための手続きが負担となっている。

○提案市同様に6月に同時大量に還付業務が発生している(年間約600件)。そのうち新規に口座照会している件数は約200件ある。

○仮特別徴収税額の還付支給事務については、本市の実態としても時間を要しているため、プッシュ型還付には必要性を感じている。

#### 各府省庁からの第1次回答

住民税の過誤納金の還付についての手続は地方税法上特に規定されておらず、個々の地方団体において定めるところによる。

情報提供主務省令(※)において、年金所得に係る仮特別徴収税額の還付に関する事務について特別徴収対象年金所得者に係る公金受取口座情報を利用できるようすでに措置されており、仮特別徴収税額の還付を含む給付金等の支給事務を処理するために必要な情報照会であれば、利用の意思表示に関わらず情報照会することも法令上可能であることはデジタル PMO に掲載している「公金受取口座登録制度 FAQ」(Q2-5)において、自治体向けに既に周知している。

以上から、仮特別徴収税額の還付事務について、法令上、すでに本人の公金受取口座利用意思にかかわらず情報提供ネットワークシステムを通じて口座情報を取得し、当該口座に還付できるよう措置されているため、各地方団体において適切に対応されたい旨、地方団体に周知してまいりたい。

また、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療の保険料及び介護保険料の過誤納金の還付についても、住民税と同様の状況であり、住民税と同様に地方団体に周知を行うことについて検討してまいりたい。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	20	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

オンライン申請等に対してオンライン処分通知等を行う際に相手方の同意を不要とすること

## 提案団体

茨木市

## 制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁、総務省、経済産業省

## 求める措置の具体的内容

オンライン申請等に対してオンライン処分通知等を行う際は相手方の同意を不要とすることを求める。  
具体的には、現行制度では、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下「法」という。)第7条第1項に基づく全てのオンライン処分通知等に対して相手方の同意が必要だが、「書面による申請等に対する処分通知等」と「申請等に基づかない処分通知等」をオンラインで行う場合に限り、相手方の同意を必要とすることを求める。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

法第7条第1項に基づき処分通知等をオンライン化する場合、対象者全員にオンライン処分通知等を希望するか否かの意思表示を求め、同意が得られた者にしかオンラインで処分通知等を行うことができない。

### 【支障事例】

(当市における手数料等のオンライン決済が必要な手続の事務フロー例)

①オンラインで申請受付。その際、「納入の通知」をオンライン又は郵送のどちらで行うほうがよいか申請者に確認。

②オンライン決済フォームを申請者に案内し、「納入の通知」をオンライン決済フォーム上で実施。上記①で郵送を希望した者には紙媒体でも「納入の通知」を送付。

③申請者によるオンライン決済の実施。

このように、オンライン申請・決済であるにもかかわらず、希望者には紙媒体での通知が必要となっている。

なお、「納入の通知」は地方自治法施行令第154条第3項で書面による通知と規定されているところ、法第7条第1項を適用し、オンライン決済フォーム上に必要な事項を表示することをもって相手方に通知したのとして扱っており、当該扱いについては問題ない旨を令和5年3月に総務省及びデジタル庁に確認している。

### 【制度改正の必要性】

申請等がオンラインで行われているにもかかわらず、相手方の同意が得られなければ処分通知等を書面で送付しなければならないのは事務負担も大きく、デジタルファースト原則(法第2条第1号)の観点からも適当ではないと考える。

### 【支障の解決策】

法第7条第1項に基づくオンライン処分通知等を行う際の相手方の同意については、オンライン申請等に対してオンライン処分通知等を行う場合に限り相手方の同意を不要とする。

なお、当市では保育分野等、具体例以外の手続でも処分通知等のオンライン化を検討しているところ、法第7条

第1項ただし書きが支障となり得ることから、「支障事例」に記載の「納入の通知」に限らず、オンライン申請等に対して行う全ての法第7条第1項に基づく処分通知等において同意を不要とすることが必要である。

#### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現行制度では、法第7条第1項に基づきオンラインで行われた申請等に対して、相手方の希望に応じてオンライン処分通知等と書面での処分通知等の2通りを用意しておかなければならず事務フローが複雑であるが、制度改正によりオンライン申請等に対してはオンライン処分通知等と対応が一本化されることで、事務フローが簡略化される。

なお、当市は現状オンライン処分通知等の実施事例が少なく、支障事例は限定的であるものの、今後、オンライン処分通知等を本格的に実施していく際、現行制度のままでは複雑な事務フローを各手続で構築していかなければならず、各部署での事務負担が生じることを懸念している。

※本提案は、民間事業者のように紙での処分通知等を求める際は追加費用を申請者に求める方向性とはせず、行政手続のデジタル完結と業務効率化を図りつつ、書面での申請者には希望に応じて書面またはオンラインで通知する制度とすることで、書面ニーズにも応えようとするものである。

#### 根拠法令等

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項但し書及び当該規定の定める主務省令

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、大田原市、川崎市、寝屋川市、都城市

○デジタル庁では「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」を策定しており、処分通知等のデジタル化を進めている状況であり、現行制度の相手方へ同意については、支障となると考えられる。

○オンライン申請の様式にオンライン処分通知等の同意の文言を追加する必要がある。

○e-Gov等のシステムは自治体で様式の修正等を行えないため、別の方法でオンライン処分通知等の同意を得る必要がある。

#### 各府省庁からの第1次回答

##### 【デジタル庁】

オンラインでの処分通知等を行う際の相手方の同意要件の緩和については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル行政推進法」という。）第7条第1項の改正をせずとも、各手続等の根拠となる個別法令によって対応することが可能である。

なお、デジタル行政推進法では、個別法令の規定により書面等の方法が定められている手続等について、個別法令の規定を改正することなく、手続等を所管する各省庁の省令等（「主務省令」）で定めることにより、当該手続等のデジタル化・オンライン化を可能とするスキームとなっている。このため、相手方の同意要件の緩和に関するデジタル行政推進法第7条第1項の改正については、各手続等を所管する各省庁のニーズ等を踏まえた上で検討を行う必要がある。

##### 【総務省】

ご指摘のとおり、デジタル行政推進法第7条第1項では、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うことができるとされているが、これは、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の表示をする場合に限るとされていることから、現行法上、通知を受ける者の同意が必要となっているものである。

この点に関し、処分通知等を受ける旨の表示の方式は、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第9条において、「電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関の定めるところによる届出」の方式等と規定されており、どのような方法で処分通知等を受けることを希望する旨の届出を受け付けるかは、当該処分通知を行う

行政機関において判断されるものであることから、ご提案のように、「オンライン決済フォーム上に必要な事項を表示する」ことを「処分通知等を受ける旨の表示の方式」とすることは、当該機関の判断によりできるものと考えられる。

ご提案に関しては、デジタル行政推進法第7条第1項の規定の改正を求めるものであり、改正の可否については、同法を所管するデジタル庁において検討されるべきものと考えているが、地方自治法第231条に基づく歳入の収入の方法における納入の通知を所管する当省としては、上記のような解釈を明確化して周知すること等を検討してまいりたい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	24	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

## 提案事項(事項名)

共通 SaaS による電話 DX の推進

## 提案団体

宜野湾市

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁

## 求める措置の具体的内容

ボイスボット、IVR 及び通話録音機能を備えたシステムについて、共通 SaaS として国が構築すること。  
なお、構築に当たっては、汎用的なボイスボット・IVRとして、標準的なサービスだけ提供し、各自治体で自由に学習させる(登録する)ことができるようにすること。

## 具体的な支障事例

各課の直通番号は整備されているものの、代表電話の受電件数は1日約 800 件(月間約 17,000 件)に上っている。特に週明けは各課の直通電話が集中し、つながりにくい状況が発生しているため、代表電話への架電が集中している。これに伴い、「直通電話が繋がらないため代表電話へかけている」との苦情が1日約 20 件発生している。ごみ処理担当課においては、直通電話への架電が1日約 300 件あり、このうち約 40 件が応答前に切断される放棄呼となっている。マイナンバーが関係する問い合わせについては、内容にかかわらず住民担当課のマイナンバー担当へ電話が集中してしまい、窓口業務に支障が生じている。実際には他部署所管の案件も1日約 10 件あり、適切な担当課への取次ぎに時間を要しており、担当部署への取次ぎを中心とした電話対応業務が職員の大きな負担となっている。現在は人手による振分けを基本としており、自動音声による一次振分けや FAQ 連動型の自動応答機能は未導入であるため、軽微な問い合わせであっても職員が直接対応せざるを得ず、業務効率化が進まない状況にある。

また、庁内各課からは通話録音機能の導入要望がある。近年、電話対応におけるカスタマーハラスメント対策の必要性が高まっており、録音機能は抑止効果及び事後検証の観点から有効であると考えられる。しかしながら、録音データの保存・管理を含むシステムを自治体単独で整備する場合、高額な導入・運用費が発生し、費用対効果の観点から導入に踏み切れない状況にある。

電話 DX サービスは民間クラウド型サービスとして提供されているが、自治体ごとの個別調達が必要となるため利用規模が限定的であり、スケールメリットが働かない。当市において試算したところ、年間約 2,600 万円の費用負担が見込まれ、現状の財政状況下では予算化が困難である。さらに、音声シナリオ設計や FAQ 整理についても各自治体が個別に構築する必要があり、全国的に重複投資が生じているほか、電話交換業務が経験豊富な職員の判断力に依存するなど、業務の属人化も課題となっている。

以上のとおり、電話対応業務に係る負担増大、カスタマーハラスメント対策の必要性、自治体単独調達による構造的コスト高、ナレッジの分断及び業務の属人化といった支障が顕在化している。これらは当市固有の問題ではなく、全国の自治体に共通する構造的課題であり、個別自治体の努力のみでは抜本的な解決が困難な状況にある。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

電話が混雑してつながらず再架電を余儀なくされるほか、直通電話が不通のため代表電話へのかけ直しが発生し、さらに担当外部署への誤案内によるたらい回しにより時間を要している。この結果、急ぎの用件であっても連絡が取れず、必要な行政サービスを適時に受けられない状況が生じている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

電話 DX を国主導の共通 SaaS として整備し、全国の自治体が共同利用できる仕組みを構築することにより、住民の利便性向上、行政運営の効率化及び持続可能な行政体制の確立が図られる。

まず、住民にとっては、自動音声による適切な担当部署への振分けや FAQ 連動型の自動応答機能の導入により、問い合わせ先の誤りや待ち時間の減少が期待できる。また、AI オペレーターによる 24 時間 365 日の問い合わせ対応が可能となることで、閉庁時間や休日においても必要な情報を得ることができる環境が整備され、住民の利便性向上につながる。さらに、通話録音機能の標準化により対応内容の透明性が確保され、安心して問い合わせができる環境が整備される。

次に、行政運営の観点では、一次振分けの自動化やナレッジの共通化により職員の電話対応時間が削減され、限られた人的資源を専門性の高い業務や住民対応の質の向上に振り向けることが可能となる。また、クラウド型の共通基盤を活用することで場所に依存しない電話対応が可能となり、政府が推進しているテレワークの推進にも資する。さらに、録音機能の整備はカスタマーハラスメントの抑止及び事後検証を可能とし、職員の精神的負担軽減及び職場環境の改善にも寄与する。

加えて、今後の人口減少に伴い生産年齢人口の減少が進む中、自治体職員数の大幅な増員は現実的ではなく、既存人員で業務を遂行する体制の構築が不可欠である。本制度により電話対応業務の省力化及び標準化を図ることは、人的資源不足への対応策として極めて有効であり、将来的な行政サービス水準の維持にも寄与する。

さらに、全国規模で共通基盤を整備することにより、クラウド利用に係るスケールメリットが働き、自治体単独導入に比してコスト削減が期待できるとともに、音声シナリオや FAQ の共有による重複投資の解消が図られる。例えば、全国一律に実施される給付金事業等において、国が FAQ を作成し共通 SaaS 上で活用することにより、全国の自治体において一定水準の問い合わせ対応を迅速に実現することが可能となり、住民の利便性向上だけでなく職員の負担軽減にもつながる。

また、蓄積された電話対応データを分析することで住民ニーズの把握や業務改善に活用することができ、行政運営の高度化にも資する。

以上のとおり、本提案は、住民サービスの向上、行政の効率化、職員負担の軽減及び人的資源不足への対応を同時に実現し、人口減少社会における持続可能な行政運営の基盤整備につながるものである。なお、共通 SaaS の構築に当たっては、基本的には各自治体で運用するが、必要に応じてナレッジ共有が行えるものが望ましい。また、給付金事業等の国の政策において、一律かつ迅速な対応が求められる場合には、都度、国において FAQ 等を学習させたデータを整備し、各自治体へ共有していただきたい。

## 根拠法令等

—

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、白河市、大田原市、川崎市、須坂市、大村市

—

## 各府省庁からの第 1 次回答

電話対応については、自治体が利用可能なボイスポットや IVR サービスの SaaS が既に市場に複数存在し、一定の競争原理が働いていると考えられることから、国による共通 SaaS の開発は民業圧迫につながりかねないほか、費用面で自治体の負担軽減に必ずしもつながらず、国地方全体の費用としてかえって割高になる可能性すらある。こうしたことから、国が自治体の電話対応について共通 SaaS を開発することは、適切でない。

なお、デジタル庁では、行政機関や自治体が SaaS やその導入支援サービスを迅速かつ効率的に調達するためのカタログサイト「デジタルマーケットプレイス(DMP)」を運営しており、当サイト内でもボイスポットや IVR サービス

ビスを掲載しており、調達に関する自治体の負担軽減は、同サイトを利用することで一定程度軽減されるものと考えている。

DMP デジタルマーケットプレイス (<https://www.dmp-official.digital.go.jp/>)

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	25	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

「書かないワンストップ窓口システム」を使用する際の署名又は電子ペンによるサインを省略可能にすること

## 提案団体

南九州市

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省

## 求める措置の具体的内容

住民票の写し等の請求について、「書かないワンストップ窓口システム」を使用する際の、署名又は電子ペンによるサインを省略可能とするか、申請者本人によるシステム上の確認操作(確認ボタンやチェックボックス等)をもって署名又は電子ペンによるサインを省略可能とする。

## 具体的な支障事例

当市では本年度より「書かないワンストップ窓口システム」を導入し、証明書交付をはじめとした各種申請手続のデジタル化及び手続時間の短縮化を進めている。その中で、証明書発行については窓口を一本化し、職員が本人確認をしたうえで、窓口へ備え付けた端末を用いて聞き取りをしながら申請内容を入力し、紙の出力は行わずに、画面上での申請内容の確認により手続を完了する運用を検討している。

しかしながら、住民票の写し等の請求においては、住民基本台帳事務処理要領にあるとおり、請求者の氏名については自署を求めることが適当であることから、端末上への電子ペンによるサインを可能としてはいるものの、申請者によるサインの工程が必要となるため、自署やサインを不要とする他の証明書請求(戸籍証明書等の請求など)と一体的な手続の簡略化が図られず、運用も煩雑となる。また、こうしたサインの工程は高齢者等、デジタル機器に不慣れな方に一定の操作負担を強いるものとする。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

実際にタブレット端末を用いて電子ペンによるサインを実施したところ、特に高齢者においては、電子ペンが扱いづらいとの声があり、署名においては従来の紙への記入より時間がかかっている。

## 制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- (1) 住民サービスの向上
  - ・署名の手間が省略され、手続が簡便化
  - ・高齢者やデジタル機器に不慣れな方の負担軽減
- (2) 行政の効率化
  - ・窓口処理時間の短縮
  - ・業務の標準化及び迅速化

## 根拠法令等

住民基本台帳法第 12 条、第 12 条の 2、第 15 条の 4、第 20 条、第 21 条の 3、住民基本台帳事務処理要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、北上市、郡山市、白河市、さいたま市、新潟市、豊橋市、堺市、豊中市、姫路市、西宮市、高松市、熊本市

- 当市においても書かない窓口化を進めることとしており、市民の利便性向上になると考える。
- 請求書等の用紙の削減にはなるかと思われるが、貴市と同様の内容である。

各府省庁からの第 1 次回答

住民票の写し等の交付の請求については、請求者本人による請求意思を事後的に確認することを可能とするため、住民基本台帳事務処理要領において請求者本人の自署を求めることとしている。窓口にて備え付けられたタブレット端末を使用して当該請求を行う場合には、この制度趣旨を踏まえ、タブレット端末の画像面にいわゆる電子ペンによるサインを付す方法により行うことは差し支えない旨を示しているところである。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	29	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

マイナンバーぴったりサービス及びオンライン申請管理システムにおける仕様の見直し

## 提案団体

横浜市

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁

## 求める措置の具体的内容

オンライン申請管理システムで受領した申請データについて、住民からの各種申請に対する処理遅延を防止するため、管理画面上における機能を以下のとおり追加すること。

- (1) 申請の処理が遅れている場合に警告をする機能
- (2) (1)の機能が実装出来ない場合、市町村が独自で遅延管理を行うシステムを実装することになる。そういった外付けシステムを導入した場合でも、オンライン申請管理システム→ぴったりサービス→申請者の流れで、申請に不備があった場合に処理ステータスを差し戻せる(再申請を依頼する)仕組みの導入

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

国民健康保険における各種申請において、ぴったりサービスおよびオンライン申請管理システムを利用したオンライン申請を実施している。

申請されたデータは、次の2通りの方法で、自庁システム(今後は標準化された基幹システム)に連携している。

(1) オンライン申請管理システムの画面を見ながら(場合によっては紙に印刷をしたうえで)、申請者の情報(請求金額や口座情報等)を自庁システムに手入力する。

(2) 市独自の外付けシステム※を用いて、オンライン申請管理システムからデータを取得し、自庁システムに取り込めるよう変換、自庁システムに自動連携する。

※本システムは申請されたデータの事務処理が遅れることがないように処理期限を定め、遅延が生じた場合にエラーメッセージを出すもの

### 【発生している支障】

物理的な申請書がないことから、職員の事務処理漏れが発生している。当市では、毎日1,000件(繁忙期は1,500件)程度の申請があり、日々全件を漏らさずに処理を行うことは難しく、過去には年間で20件ほどの処理遅延が生じた。対策として、当市では外付けの遅延管理システムを導入し、本システムの調達に13,200万円強かかり、維持管理に年間6,500万円のコストが発生している。外付けシステムを自治体ごと、あるいは健康保険事務、介護保険事務、児童手当事務など個別の事務ごとに設計し、導入・維持・保守等を行うことは効率的な事務運営とは言い難い。

### 【支障の解決策】

(1) 申請されたデータの事務処理に遅れが生じた場合に、警告をする進捗管理ができるような仕組みの導入(遅延管理)。

(2) 自治体ごとに申請データを取り込んだ自庁システムに、オンライン申請管理システムおよびぴったりサービ

スと通信する仕組みを構築することなく、自庁システムもしくはオンライン申請管理システムの管理画面上で申請の進捗ステータスの更新及び差し戻し(再申請の依頼)ができる機能の追加

#### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

処理遅延が生じた結果、市民への給付が遅れるケース等が平成 28 年度および令和3年度に約 20 件ずつ発生した。  
処理遅延防止のために市独自システムを入れた結果、ぴったりサービスを通した申請データの返戻ができず、市民に再申請を求めるため、市民および職員の双方に負担となっている。

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

オンライン申請の処理忘れによる支払いの遅延を防止できる。  
システム調達費用の重複を防ぐことで効率的な財政執行ができる。

#### 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 18 条の4、デジタル社会形成基本法第 15 条、第 32 条、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第4条第1項

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

さいたま市、広島市、大野城市、大村市

○当市も、日々申請管理システムに到達する申請の処理の進捗管理に苦慮。手続によっては紙や Excel で管理台帳を作成し進捗管理を行っている事例あり。提案団体の「支障の解決策」に記載の機能が実装されることで、申請管理システムに到達する申請の管理が効率化されるメリットがあると考えます。  
○オンライン申請管理システムで受領した申請データについて、住民からの各種申請に対する処理遅延を防止するための機能を追加することで、事務処理の効率化と負担軽減につながるものと考えます。

#### 各府省庁からの第 1 次回答

ぴったりサービスからのデータを受領するオンライン申請管理システム(マイナポータル申請管理システム)では、申請データの申請処理状況を管理する機能を有している。また、未ダウンロードの申請データが存在している場合や、ダウンロード後に申請処理状況が未更新の電子申請データが存在している場合には日次で通知メールが配信される仕組みを 2021 年 10 月に実装済みのため、当該機能の活用をご検討いただきたい。  
なお、申請状況を管理する機能の詳細についてはマイナポータル申請管理「操作マニュアル～電子データ受取編～」を参照いただきたい。  
また、ぴったりサービスヘルプデスクに問い合わせいただければ、マイナポータル申請管理の操作についてご案内することも可能である。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	37	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

共通 SaaS による電話業務 DX の推進

提案団体

矢吹町

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁

求める措置の具体的内容

ボイスボットや IVR(自動音声応答)について、共通 SaaS として国が構築すること。  
なお、構築に当たっては、汎用的なボイスボット・IVRとして、標準的なサービスだけ提供し、各自治体で自由に学習させる(登録する)ことができるようにすること。

具体的な支障事例

当町は人口 17,000 人程度の少子高齢化が進行している小規模自治体で、電話文化は根強く残っている。これまで、住民が担当部署を把握しておらず、担当外の電話を取らざるを得ないことが月 300 件程度あった。また、マイナンバー関係、国政選挙等に関する問い合わせについて、繁忙期には1時間に 10 件程度の電話を受け付けることもあり、本来業務に手が回らず超過勤務で対応せざるを得ないことがあった。  
役場の閉庁時間である夜間や土日祝日は電話が繋がらないため、開庁時間に電話が集中していると推察されるが、ボイスボットや IVR の導入による電話 DX の推進には高価なシステムが必要なことが多々あり、当町の規模では費用対効果の観点から単独で導入することが難しい状況にある。  
なお、国の財政面の支援としては、新しい地方経済・生活環境創生交付金があるが、対象は事業の立ち上げに必要な経費が単年度分のみと限られており、ランニングコストに係る措置はないものと認識している。  
また、近年では物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る事務や、衆議院解散総選挙などの突発的な業務等への対応を限られた職員で行わなければならない、小規模自治体にとってデジタル技術の導入による事務負担の軽減は大いに期待される。  
これらのことから、共通 SaaS による電話業務 DX を国主導で推進し、小規模自治体においても安価で継続して活用できるような体制づくりを求めるものである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

ボイスボットや IVR の導入による電話 DX が進むと、住民にとっては役場の開庁時間外でも問い合わせが可能となり、困りごとの解決につながる機会が増加する。また、用件に応じて適切に自動振り分けが行われ、長時間の待機やたらい回しを防ぐことが期待される。  
職員にとっては、定型的な問い合わせ以外の電話対応に集中することができ、業務効率化に寄与すると考えら

れる。

なお、複数の自治体による共同利用が進むと、突発的な業務に加え、台風や地震等の災害対応でも「経験知」を活用して、ボイスボットや IVR に必要なシナリオを作成できるため、電話対応の仕組みを迅速に立ち上げられるようになる。

さらに、多くの自治体による共同利用が進めば、スケールメリットによるコスト削減が期待され、小規模自治体でも電話 DX を推進することが可能になると思われる。

なお、近年の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る事務を例とすると、現金給付や商品券(お米券)等の配布、光熱費の支援など各自治体によって取り組みが異なると統一的な問い合わせ対応が困難であるため、自由に学習させることができるボイスボット・IVR が望ましい。

#### 根拠法令等

—

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、白河市、大田原市、川崎市、須坂市、大村市

—

#### 各府省庁からの第 1 次回答

電話対応については、自治体が利用可能なボイスボットや IVR サービスの SaaS が既に市場に複数存在し、一定の競争原理が働いていると考えられることから、国による共通 SaaS の開発は民業圧迫につながりかねないほか、費用面で自治体の負担軽減に必ずしもつながらず、国地方全体の費用としてかえって割高になる可能性すらある。こうしたことから、国が自治体の電話対応について共通 SaaS を開発することは、適切でない。

なお、デジタル庁では、行政機関や自治体が SaaS やその導入支援サービスを迅速かつ効率的に調達するためのカタログサイト「デジタルマーケットプレイス(DMP)」を運営しており、当サイト内でもボイスボットや IVR サービスを掲載しており、調達に関する自治体の負担軽減は、同サイトを利用することで一定程度軽減されるものと考えている。

DMP デジタルマーケットプレイス (<https://www.dmp-official.digital.go.jp/>)

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	49	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	10_運輸・交通		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

国に対する自動車臨時運行許可申請のオンライン化

## 提案団体

明石市

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

臨時運行許可については、市区町村に加えて、地方運輸局長も行うとされているにもかかわらず、地方運輸局長への申請についてはオンライン化されていないため、国に対する自動車臨時運行許可申請についてもオンライン申請できるようにすることを求める。

## 具体的な支障事例

自動車臨時運行許可申請については、道路運送車両法上、地方運輸局及び市区町村が許可を行うとされているにもかかわらず、そのほとんどが市区町村へ提出されているため、市区町村では申請受付や仮ナンバーの交付・管理に係る事務負担が生じている。

また、令和7年12月18日に「国土交通省物流・自動車局自動車情報課」と「デジタル庁国民向けサービスグループマイナポータル担当」の連名で、「マイナポータルの「ぴったりサービス」における臨時運行許可申請に係る標準様式のリリースについて」という事務連絡があり、臨時運行許可申請のオンライン化の促進に資する標準様式がリリースされたこと、「自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の改正を検討していることが記載されていた。

上記省令改正が実現することで、オンライン申請については、自動車損害賠償責任保険証明書の電子データを添付することにより、申請手続についてオンライン完結することが可能となり、窓口への来庁は不要となる。

しかしながら、地方運輸局長への申請についてはオンライン申請できる環境が整備されていないため、国に対して申請する場合には窓口来庁が必要である。そのため、今後市区町村に対する申請のオンライン化が拡大することで、より一層市区町村への申請が増加し、市区町村における申請受付や仮ナンバーの交付・管理に係る事務負担の増加が見込まれる。

また、利用者は陸運部等で車検を完了しても、その場で番号標等の返却ができず、市区町村窓口に赴いて返却する必要があるため、移動の非効率が生じるとともに、紛失リスクを誘発している。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

1 利用者利便の向上

国へのオンライン申請化で申請・受取の来庁が不要となり利便性が向上する。

陸運部等で車検後、その場で番号標等を返却することができるため、番号標等の返却に係る市町村への移動負担が軽減される。

## 2 行政運営の効率化

市区町村の業務負担(窓口対応・返却管理・照会事務)が減少する。

### 根拠法令等

道路運送車両法第 34 条

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、いわき市、白河市、柏市、川崎市、新潟市、名古屋市、小牧市、斑鳩町、安来市、都城市

○地方運輸局でも国に対する自動車臨時運行許可申請についてもオンライン申請を可能とすることで申請者の利便性向上につながると考える。

○申請のオンライン化に伴い市区町村の業務へ偏りが見込まれるため、地方運輸局に対しても申請のオンライン化への環境整備を求める必要がある。番号票等の返却については、地方運輸局において車検後の回収を可能にすることで、督促や管理といった業務負担を軽減できると考えられる。

### 各府省庁からの第 1 次回答

利用者にとって、主に臨時運行許可を行っている最寄りの市区町村と比較し、地方運輸支局等は一般に遠方に所在しており利便性が低いこと等から、現在、地方運輸支局等への申請件数は全体の申請件数の約 1%程度にとどまっており、大半の申請が利用者にとって利便性が高い市区町村に対し行われている状況である。このような状況の中、現時点では、国において臨時運行許可に係るオンライン申請システムを導入して欲しいとの利用者からの要望は承知していない。

また、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能(「ぴったりサービス」)等により市区町村向けのオンライン申請環境の整備が進んできているものの、当該仕組みの導入自治体は現時点で僅少であり、導入自治体においてもオンライン申請の利用は限定的である。

これらの状況を踏まえると、直ちに国におけるオンライン申請システムの導入が必要な状況とは認識していないが、引き続き、地方自治体におけるオンライン申請導入状況や利用者ニーズ等の動向を注視していく。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	56	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

児童手当に係る支給事務の実施主体の見直し

## 提案団体

松前町、愛媛県、今治市、西条市、伊予市、東温市、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町

## 制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁

## 求める措置の具体的内容

マイナポータル等の利用や、事務を集約して実施するセンター機能を整備することなどにより、国において児童手当事務を実施すること。

## 具体的な支障事例

### 【児童手当制度の概要】

・市区町村は、第1号法定受託事務として児童手当事務を執行している。事務執行に際しては、国が示す通知等を参考にすほか、疑義が生じた際は、県を通じて国に照会し、回答を待って対応している。また、所属職員に対して給与と併せて児童手当を支給している。

・都道府県は、管轄する市区町村のとりまとめ(事務監査、国負担金手続きのとりまとめ、県負担金の支払手続、疑義照会など)を実施している。

・国は、事務費を交付税措置し、手当費(扶助費)の国負担分を都道府県を介して市区町村に支出している。

### 【具体的な支障事例】

・当町において18歳以上の子どもが会社員である場合の監護相当要件について、県を通じて国に対し疑義照会した際、回答までに約6か月を要し、その間住民の認定請求手続きを進めることができず、住民に不利益を与えたことがあった。加えて、その照会に対する回答は「監護相当・生計費の負担については個々のご家庭でご事情が異なるところ、機械的な基準は設けておりません。また、個々のケースにおいては当室では判断いたしかねますのでQA等をご参考に判断いただきますようお願いいたします。」という市区町村に判断を委ねるものであり、住んでいる市区町村が異なるだけで児童手当額が変わることがあり得る状況が懸念される。

(例:A市では月額40,000円(第1子:大学生年代の有職者0円+第2子:高校生年代10,000円+第3子:中学生年代30,000円)であったものが、B市へ転居後、月額20,000円(大学生年代の有職者0円[独立して生計を立てているとして第1子に含めない]+第1子:高校生年代10,000円+第3子:中学生年代10,000円)となる等)

・当町では主担当1名(他業務と兼務)が児童手当事務を行っており、毎年約400件程度の申請・届出に対応している。現況届では、届出を省略することができることになったものの、届出が必要な場合があり、それを周知する通知を対象者(約2,400名)に発送している。また、届出を省略できる場合は、公簿等による確認ができることであるため、一人ひとりの対象者について確認している。システムの一括確認機能がないため、ほぼ手作業である。

・児童手当システムについては、度重なる改正やシステム標準化対応のためベンダーのリソースが不足しており、必要最低限の改修に留まっている。そのため、エラーが度々発生しており、ミス防止のため児童手当支給の度に紙ベースの申請書・届出書と突合して二重チェックしており事務負担が多い。全国的にもシステムエラーに

よる支給ミスでプレスリリースされているものが散見されており、他市区町村においても同様の状況(ベンダーのリソース不足)が懸念される。

**【補足】**

加えて、各地方公共団体で児童手当事務を行っているため、国全体では巨額の事務費がかかっている状況。全国約 1,700 余の市区町村それぞれに、事務費(人件費・郵送費・システム保守費・システム標準化対応経費・びったりサービス利用料・概算交付差額分の銀行借入れ分の支払い等)相当を交付する形よりも、国において集約的な事務センター機能を整備した方が、効率性・公平性・確実性・費用対効果の観点で合理的ではないか。

**地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等**

自治体間での異動(転入・転出)若しくは公務員の異動(退職・就職)又は児童手当制度改正などで、児童手当の認定請求が 15 日以内にできなかった住民から「児童手当を受給できる資格があるのに、期限内に書類を提出できなかっただけで児童手当を受給できないのは納得がいかない。」とご意見をいただくことがあり、説明に窮したことがある。

**制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)**

国が実施主体となることで、次のとおり児童手当受給者の手続きが軽減されるとともに、児童手当制度に係るトータルの事務負担・コストが相当程度軽減されると見込まれる。

**【児童手当受給者】**

- ・マイナンバーを利用した全国対応版児童手当システム(仮)により、申請・届出をペーパーレス化。
- ・対象児童のマイナンバーを受給者に紐づけることで、手当受給者を確定し、児童手当の二重払いを防止。
- ・出生届の提出によりマイナンバーが付番される制度を利用し、プッシュ型で児童手当を支給。
- ・住民票異動(転出・転入等)情報は、マイナポータルに API 連携されていることから住民の異動に関する手続きが不要となり、併せて申請期限(15 日以内)の概念がなくなることで受給できない期間が生じない。
- ・多子加算における監護相当要件等の見解が統一され、平等な取扱いになる。

**【地方公共団体】**

- ・各市区町村においては、児童手当事務(窓口受付、現況届手続、予算調整、システム保守・改修、簿冊管理、他の官公署とのやりとりなど)の負担が減少。
- ・都道府県においては、市区町村のとりまとめ事務(事務監査、国負担金手続のとりまとめ、県負担金の支払手続、疑義照会など)の負担が減少。

**【国】**

- ・事務センターに児童手当手続き一元化させることで、事務負担を軽減。
- ・国負担金の支払事務が減少。

**根拠法令等**

児童手当法

**追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)**

北海道、横浜市、名古屋市、豊田市、大阪市、寝屋川市、笠岡市、福岡市、春日市、熊本市

○住民票、所得証明等、添付書類の軽減を図ることができる。

○①県を通じて令和6年9月に照会した質問について、現在令和8年5月時点でも回答がなく、その回答が Q&A でも更新されず、独自の判断で実施せざるを得ない。仮にのちに見解が示され、それが万一当市の取扱と異なった場合は大変大きな影響となる。しかし、見解が示さなかったとしても、他市との取扱に差が出るため、受給者に不満や本制度への不信が生じる。

②請求者が他市から転出予定日に係る書類をもたなかったため架電により他市に確認した際、誤った回答がされ請求者の支給開始月に誤りが発生しそうになった。先方へ説明するにあたり再度他市に架電で確認したところ、先に聞いていた転出予定日と違う回答を得たため、誤りを未然に防止できた。国により一括管理をしていたら本件のような誤りは発生しない。

## 各府省庁からの第1次回答

児童手当制度については、現行法上、一般受給資格者に係る認定・支給は市区町村長が行うこととされており、その費用についても、児童福祉施策の一環として国・都道府県・市区町村がそれぞれ負担する仕組みとなっている。これは、他の児童福祉施策とあいまってその趣旨が活かされること、住民の養育の実態等を把握していること等から、この認定、支給等の事務を市区町村が行うこととされているものであり、引き続き市区町村において当該事務を実施することが適当と考える。

仮に、国において一元的に実施するとなった場合、現行の実施主体及び費用負担の枠組みを改める法改正に加え、認定・支給事務、関係機関との情報連携の在り方等を全面的に再構築する必要がある。また、児童手当の認定にあたっては、監護・生計関係、離婚協議中の別居、DV・虐待事案、施設入所等、個別具体の事情に応じた判断を要する場合がある。こうした事案については、住民の養育実態や関係機関の情報を踏まえた丁寧な確認が必要であり、国において一律に把握・判断することは困難であるため、かえって受給者に不都合が生じるおそれがある。

特に、出生届の提出のみをもって一律にプッシュ型で支給を開始することについては、現行法上、児童手当の支給を受けるためには認定請求が必要であり、父母指定者や施設等受給者、DV 避難者等の例外もあることから、慎重な検討が必要。

また、個別事案に係る疑義照会については、当庁としては認定の判断を行う立場にはないことから、引き続き、法令等に基づく一般的な考え方をお示しつつ、市区町村における適切な判断に資するよう、各自治体ご担当者より寄せられる疑義照会の速やかな回答に努めるとともに、必要に応じて「児童手当 Q&A」の更新等を行う。なお、事務負担軽減の観点からは、令和6年10月にお示した「児童手当システム標準仕様書(第2.0版)」において、現況届提出対象者の抽出機能、一覧で確認できる機能等を実装機能として定めており、これらの機能もご活用いただきたい。

また、オンライン申請・ペーパーレスの観点からは、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)」において児童手当の認定請求等は可能であることから、積極的なご活用を検討いただきたい。当庁においてもデジタル庁と連携し、その充実を図ってまいりたい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	81	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

預金及び保険の差押手続きのオンライン化

## 提案団体

山口県、福島県、埼玉県、笠岡市、防府市、岩国市、長門市、山陽小野田市、中国地方知事会

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省

## 求める措置の具体的内容

預金・保険の債権差押通知書について、金融機関等が専用ポータル等を通じて受領できる電子送達を可能とすること。

## 具体的な支障事例

預金及び保険の差押手続きについては、地方税法及び国税徴収法の規定に基づき、債権差押通知書を金融機関等に対して書面で送達する必要があり、差押案件が発生するたびに、通知書を作成・印刷し、封入・郵送又は金融機関窓口への持参を行う必要がある。窓口混雑時には対応に時間を要し、職員・金融機関双方の負担が増大するといった支障が生じている。  
また、郵送による送達の場合、到達までに日数を要し、差押の着手が遅れることで、徴収事務全体の迅速性が損なわれるといった課題もある。

差押え件数:年間 690 件

【1件当たりの所要時間】

臨店:2時間程度(移動時間・窓口待ち時間)→電子送達:即時

郵送:2日程度→電子送達:即時

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

金融機関からは、現行の手続きが一般の利用者(地域住民)の利便性にも影響を及ぼしているとの指摘がある。  
電子的な送達が可能となれば、金融機関において一元的な処理が可能となり、業務の効率化に加え、窓口混雑の解消につながるとして、実現を求める要望が示されている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

差押通知書の電子送達が可能となることで、地方公共団体における印刷・郵送・臨店等の事務負担が軽減され、滞納整理業務の迅速化・効率化が図られる。  
また、金融機関側でも本店等での一元的な処理が可能となり、業務負担の軽減や窓口混雑の解消につながる。これにより、行政運営の効率化とコスト縮減を図るとともに、地域住民の利便性向上が期待される。

## 根拠法令等

地方税法第 20 条、国税徴収法第 62 条、地方税法第 68 条第 6 項等

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、つくば市、城里町、宇都宮市、大田原市、上三川町、秩父市、加須市、東松山市、戸田市、朝霞市、新座市、三郷市、幸手市、日野市、羽村市、横浜市、相模原市、藤沢市、厚木市、箱根町、新潟県、山梨県、松本市、上田市、諏訪市、箕輪町、土岐市、飛騨市、下呂市、静岡県、三島市、富士宮市、富士市、焼津市、下田市、御前崎市、菊川市、河津町、名古屋市、瀬戸市、西尾市、大府市、知多市、名張市、鳥羽市、大阪市、堺市、枚方市、箕面市、柏原市、藤井寺市、兵庫県、加東市、大和郡山市、葛城市、斑鳩町、島根県、倉敷市、瀬戸内市、西粟倉村、広島市、山口市、萩市、田布施町、徳島県、久留米市、小郡市、諫早市、九州地方知事会、特別区長会

○当市においても債権差押が年間約 550 件あり、うち約 300 件が預金及び生保の差押となっている。郵送による第三債務者への送達については、事務量、コストの両面で大きな負担となっており、電子送達による差押の効力発生が実現できれば、より効率的な滞納整理業務が期待できる。

一方で、電子送達を可能にする差押について、債権差押のうち預金及び生保のみ電子送達を可とすることの妥当性、電子送達と郵便送達を併用するのか、差押先着順位の基準をどうするのか等、整理すべき課題も多くあることが思料される。

○当県では税務事務の DX 化を推進しており、差押等滞納処分に係る調書や通知書等も税務システムによる電子帳票として作成し、保存する対応に移行する方針であるため、現行制度による債権差押通知書の書面による送達が DX 化推進の停滞要因の一つとなる。

また、県内の一部金融機関でも預貯金電子調査システムに連動した電子差押えを開始しておりオンラインによる電子的な差押手続きが制度化されれば更なる税務事務の効率化が図られる。

○現在、預金等差押えを書面により実行しているが、入金日であっても直前の引落しにより不発となるケースがある。オンライン化により入金時間に合わせた差押えが可能となれば、滞納処分に係る効率は格段に向上する。

○当市は預貯金・保険の差押を年間 1,100 件程度実施しており、書面印刷及び金融機関への臨場等に多大な事務コストがかかっている。また、郵送料についても、事務の性質上特定記録郵便等を使用する必要があり、多大な費用を要している。地域の金融機関においても、差押対応に時間を要しており、一般の利用者（地域住民）の利便性に影響しているものと思われる。

○預金及び保険の差押手続きについては、当市においても、債権差押通知書を金融機関等に対して書面で送達する必要があり、差押案件が発生するたびに、通知書を作成・印刷し、封入・郵送又は金融機関窓口への持参を行う必要がある。また、窓口混雑時には対応に時間を要し、職員・金融機関双方の負担が増大するといった支障が生じている。加えて、郵送による送達の場合、到達までに日数を要し、差押の着手が遅れることで、徴収事務全体の迅速性が損なわれるといった課題もある。

○令和 7 年度から差押を自前で実施しているところではあるが、書類による差押においては、非効率且つ換価までに時間を要すことから、電子化によりその利便性の向上を図る。

○差押通知書の電子送達サービスを提供する事業者は存在するものの、現行制度では書面送達を省略できず、事務コストの削減等の電子化によるメリットが乏しいため、当市域では自治体・金融機関双方でサービスの導入が進んでいない。

○預金及び保険の差押えに係る手続は、債券差押通知書を金融機関に対し、書面により郵送又は持参し、実施している。郵送の場合、郵便局等の配送時間が日によって異なるため、差押えの実行の時間が日によって差が出ている。効率的・効果的に滞納処分を行うためにも、電子送達を行うことが必要である。

○窓口混雑時等、金融機関に臨店差押を断られるケースはあるため、差押通知書の電子送達については必要性を感じている。

○人員体制の都合上、差押日の調整が必要であり、遠方での臨場対応は困難。郵送手続きにおける差押執行では、送達物が執行希望日に合致せず、遅延または早期到達となるケースが確認される。郵便で差押を行う場合は全て簡易書留で送付するため、郵送のコストがかかる。

## 各府省庁からの第 1 次回答

地方税における預貯金債権差押通知書の電子的送付については、法制度上の整理、システム上の実現方法や

電子と紙が併存した場合の運用の整理等、様々な課題があり、これらを踏まえて検討する必要がある。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	85	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

覚醒剤取締法に基づく申請・届出に係る都道府県経由事務の廃止等

## 提案団体

岐阜県

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

覚醒剤取締法に基づく各種申請・届出、許可証等の交付について、都道府県を経由する旨の規定を廃止することで、事業者等が直接厚生労働省へ申請を行うことを可能とすること。

## 具体的な支障事例

県内の医薬品製造業者から、製造する医薬品の原料となる覚醒剤原料の輸入にあたり、覚醒剤取締法第30条の6第1項の規定に基づく許可手続を可能な限り迅速に行って欲しいとの申し出を受けることがある中で、同条第4項により都道府県知事を経由して申請書を提出することとなっていることが、手続を遅らせる要因となっている。また、許可証の郵送に関しても、都道府県を経由することで、申請者への交付に日数を要している。覚醒剤取締法において都道府県知事を経由することとされている他の申請・届出については、全国的にも年間の受付実績が無い手続が多く、当該手続により都道府県知事が得べき情報も無いため、経由の必要性に乏しいと考える。仮に都道府県知事が情報を把握すべきとするならば、当該手続のオンライン化に伴って、申請者が国へ提出する申請・届出内容を都道府県が閲覧可能とすることを求める。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県を経由しないことで、行政及び事業者ともに事務負担の軽減、手続の迅速化につながることを期待される。

## 根拠法令等

覚醒剤取締法第4条第1項、第5条第2項、第9条第1項、第10条第1項、第10条第2項、第11条第1項、第11条第2項、第12条第1項、第15条第2項、第17条第5項、第20条第6項、第22条第1項、第23条、第24条第1項、第24条第2項、第29条、第30条の4第1項、第30条の5、第30条の6第4項、第30条の14第1項、第30条の15第1項、第30条の15第2項、第35条第3項、第36条第1項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、埼玉県、東京都、兵庫県、山口県、徳島県

○進達後に事業者から状況の確認を求められることがあり、許可手続を可能な限り迅速に行って欲しいとの申し出を受けることがある。また、行政側の事務処理として、そのたびに厚生局(厚生労働省)へ進捗状況を確認しており事務負担が大きい。

○当県においても覚醒剤原料輸入・輸出・製造業者に係る法定の申請・届出を経由しており、具体的に事業者から迅速手続きを希望された事例こそ承知していないものの、経由のために直接申請のものよりも時間を要する状態のため、主提案県に賛同する。なお、法第 15 条(覚醒剤研究者の製造許可)、法第 17 条(覚醒剤研究者の譲渡・譲受許可)、法第 20 条第 6 項(覚醒剤研究者の施用・交付許可)、法第 35 条第 3 項(国の開設する覚醒剤施用機関の指定)、法第 36 条第 1 項(国の開設する覚醒剤施用機関の届出等)については、直接厚生労働省に申請等を行う場合であっても、厚生労働省から当該施設が所在する都道府県へ対して情報提供を行うことを、あわせて要望する。

## 各府省庁からの第 1 次回答

○覚醒剤取締法(昭和 26 年法律第 252 号)における厚生労働大臣による覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者及び覚醒剤原料製造業者に対する指定証の交付、返納及び提出、覚醒剤製造業者から厚生労働大臣への旧指定証の返納については、都道府県経由事務を廃止する方向で検討することとしたい。

(※)覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者及び覚醒剤原料製造業者については厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されている。

○その他の申請等の事務については、以下の理由から、また国・県双方の事務負担の効率化を図る観点から、e-Gov によるオンライン化について検討・調整を行った上で、都道府県経由事務の廃止に向けた検討を行ってまいりたい。

・覚醒剤取締法第 31 条及び第 32 条では、厚生労働大臣に指定権限がある覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者について、都道府県知事による報告徴収・立入検査等ができることとしている。

・さらに、覚醒剤取締法第 34 条では、都道府県知事が覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者について、指定の取り消し及び業務等の停止の処分を必要と認めるときは、厚生労働大臣に具申しなければならないとされている。

・厚生労働大臣に対して行われる覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者における申請等の内容は、都道府県においても覚醒剤監視員の業務として、また必要があるときは覚醒剤取締法第 34 条の意見具申を行うという観点から、情報が把握されている必要がある。

・また、覚醒剤研究者の指定の取消し等は都道府県知事の権限であるため、厚生労働大臣により行われる覚醒剤研究者の覚醒剤の製造の許可及び覚醒剤の譲渡又は譲受の許可について、都道府県においても情報が把握されている必要がある。

・これらの事務に係る都道府県の情報把握については、地方側要望内容で示されているとおり、都道府県経由事務を廃止し、手続きをオンライン化して都道府県においても申請・届出内容を閲覧可能とすることが考えられるが、国の事務のオンラインシステムとしてはまず e-Gov の利用を検討することとなるため、当該検討の結果を踏まえ、都道府県において e-Gov への対応をしていただく必要がある。

○なお、国の開設する病院又は診療所が覚醒剤施用機関に指定された際の指定証の交付・返納等や、届出・報告についても、都道府県において覚醒剤監視員の業務として覚醒剤施用機関への立入検査等の監視業務を実施する場合に必要な情報である。国の開設する病院又は診療所の覚醒剤施用機関の指定は、覚醒剤製造業者の指定申請のスキームと異なり、医療機関側の申請ではなく厚生労働大臣が主務大臣と協議の上指定することとなっている。このため、仮に、指定証の交付に係る都道府県経由事務を廃止した場合、都道府県において県内の国開設の覚醒剤施用機関を把握できない懸念がある。

こうした懸念も踏まえ、どのような対応が可能であるか検討してまいりたい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	103	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 50 条が定める製造業者届等に係る都道府県経由事務の廃止等

## 提案団体

愛知県

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、農林水産省

## 求める措置の具体的内容

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 50 条が定めるところによる製造業者届等について、  
①飼料及び飼料添加物の製造業者及び輸入業者に関する届においては、現状の書面による提出を前提とした様式ではなく、e-Gov を利用した届出の実現などオンライン上で必要事項を入力する形式で、都道府県を経由せず国へ直接提出すること。  
②飼料及び飼料添加物の販売業者に関する届においては、現状の書面による提出を前提とした様式ではなく、e-Gov を利用した届出の実現などオンライン上で必要事項を入力する形式とすること。  
③なお、eMAFF を通じた飼料及び飼料添加物に関する届出は令和8年3月 31 日で廃止されることから、e-Gov などを通じて二段階認証等でログインするなど簡易な形式で事業者が届出することができ、e-Gov などにおいて、都道府県にも届出内容の閲覧権限を付与する機能を追加すること若しくは飼料業者情報共有システムと連携されたシステムを構築すること。

## 具体的な支障事例

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 50 条及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第8条の規定により、飼料及び飼料添加物の製造業者・輸入業者は、その届出を都道府県知事を経由して、国(農林水産大臣)に提出することとなっている。本届に内容の不備がある場合、本省から都道府県を経由して製造業者等へ修正・差し替えが求められる。そのため、本来は法的根拠がないにもかかわらず、届出事項について都道府県を所管する農政局へ進達する前に、都道府県において事前確認を行っているのが現状である。当県においては、令和7年度の1年間で年間 47 件(3月9日現在)取り扱っており、業務の負担となっている。

飼料及び飼料添加物の販売業者届については、法において都道府県知事へ提出することになっている。販売業者届は、氏名及び住所、販売業務を行う事業場及び飼料(飼料添加物)を保管する施設の所在地、販売に係る飼料(飼料添加物の種類)、飼料(飼料添加物)の販売の開始年月日を届出することになっている。届出事項は、法が定めるところによっているため、一定の事項である。現在は、書面を前提とした届出を收受したのち、飼料業者情報共有システムにその記載情報を都道府県において入力しているが、令和7年度の1年間において年間 68 件(3月9日現在)行っており、業務の負担となっている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

飼料及び飼料添加物の製造業者及び輸入業者届の都道府県経由事務を廃止することにより、

- ・1県あたり、2h/1件×50件(見込)=100hの業務量の削減となること
- ・事前の確認等のやり取りにより、県及び国(農政局)双方のやり取りが不要になること

飼料及び飼料添加物の販売業者に関する届においてオンライン上で必要事項を入力する形式にすることにより、

- ・オンライン上の手続により、都道府県の出先機関の業務が不要となり、都道府県の主務課での集中的な事務処理のみで完結することが可能になる。
- ・オンライン上での届出により、現状の届出事項の転記と異なり、登録漏れ等を防ぎ、届出内容の一括での確認が容易になる。
- ・オンライン上で必要事項の記載のみに改めることにより、届出者において、公用文形式で体裁を整えた届出の提出が不要となる。

## 根拠法令等

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第8条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県、神奈川県、大阪府、兵庫県、山口県、宮崎県

○実際に、国から届出内容の修正・差し替えの指示があった場合、都道府県が業者と国の間に立って対応せざるを得ない事案が発生しており、県の事務負担が増大している。このような現状は、本来法的根拠がないにもかかわらず、都道府県が事前確認や連絡調整を行っていることに起因している。

○当県においても、

①飼料及び飼料添加物の製造業者及び輸入業者に関する届:11件

②飼料及び飼料添加物の販売業者に関する届:16件

の年間業務が発生しており、提案団体の提案が実現することで、業務負担の軽減につながると考える。

○①製造業者等の届出について、提案団体と同様に当県においても事前確認が業務の負担となっている(直近5年平均で年間13件の取扱い)。②販売業者等の届について、入力作業が業務の負担となっている(直近5年平均で年間7件の取扱い)。

○飼料製造業者の届出は国への提出までに確認作業や修正依頼に時間を要するものが多い。また、国へ提出後も修正・差し替えが都道府県を経由するため、再び届出者と連絡をとる必要があり、1件の届出が完了するまでに数ヶ月かかる。届出者にも県と国とで何度も修正を依頼する場合があります。効率的でない。当県は昨年、届出事務全体の約6割が飼料製造業者からの届出であり、業務的負担が大きい。届出が国へ直接提出となった場合には、届出の情報が都道府県も確認できるようにすること、また、業者に対して届出提出に係る手続きの流れについての周知を求める。

## 各府省庁からの第1次回答

①飼料及び飼料添加物製造業者・輸入業者届出が都道府県経由とされているのは、立入検査権限を有する都道府県が、その権限を行使し、行政指導を適切に実施するためには、自らの管轄域内における飼料等の製造拠点、製造体制、取り扱う飼料等の種類といった基本情報を遅滞なく把握することが不可欠であるためである。このため、経由事務については飼料安全法の適切な運用のため、維持することが適当である。

②、③eMAFFを活用した飼料及び飼料添加物製造業者・輸入業者・販売業者届出については、利用率が届出総件数の1割未満にとどまり、事業者及び行政双方の業務負担軽減に結びつかなかったことから、令和8年3月31日をもってこれを廃止したところであるが、現在でも電子メールによる届出を受け付けているところである。今後、都道府県等の業務負担の軽減を図るため、費用対効果を踏まえつつ、eMAFF申請2.0への参加等による電子化など、より業務の効率化について検討してまいりたい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	107	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

## 提案事項(事項名)

「特定活動」の種類を電子データにより提供すること

## 提案団体

ひたちなか市

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、法務省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

外国人の在留資格について、「特定活動」の種類まで分かる電子データの提供を求める。  
具体的には、国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険への加入処理の際、適用除外すべき者が判別できるよう、最新の在留資格情報について、職員が個別照会・一括照会することのできるシステムの導入を求める。

## 具体的な支障事例

### 【支障事例】

#### ①国民健康保険

住民基本台帳システムや在留カードからは、特定活動であることまでしか分からないため、国民健康保険の加入手続きの際、外国人住民からパスポートに貼付されている「指定書」を提示してもらい、平成2年法務省告示第131号の第25、26、40、41号に該当しないか確認を行っているが、パスポートを携帯していない場合も多く、改めて指定書を持参いただく手間が生じるなど、外国人住民と市の事務処理に負担が生じている。  
また、在留資格の変更でも、住民基本台帳法第30条の50の規定に基づく出入国在留管理庁からの通知や在留カードからは特定活動の種類が分からないため、外国人住民から「指定書」の提示を受けて目視確認する必要があるが、加入時同様に対応に苦慮している。  
仮に、適用除外となる外国人住民を加入させてしまった場合は、国民健康保険の資格を遡及して取消し、当該外国人住民に対して、支給した保険給付費相当額の返還請求を行うことになるため、行政の信用を損なう重大な問題となってしまう。

#### ②介護保険、③後期高齢者医療

介護保険においては、住民基本台帳に登録されている65歳以上の住民は、後期高齢者医療においては、住民基本台帳に登録されている75歳以上の住民は強制加入となるため、加入手続きは不要となる。一方で、法務省告示の第25、26、40、41号に該当する外国人は適用除外となるため、外国人住民を呼び出し、指定書の原本を確認する手続きが発生している。

### 【支障の解決策】

現在、紙媒体である「指定書」の目視でしか適用除外の判別ができない状況であるが、法務省から在留資格「特定活動」の種類が確認できる電子データの提供を受けられることができれば、支障が解決すると考える。

### 【令和3年提案募集(管理番号51)との関係】

令和3年提案募集(管理番号51)の結果、市町村が国保連合会に委託することで、国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者について、毎月12日に前々月分の情報を取得できる仕組みが導入された。

当該措置は、「既に国民健康保険に加入中の外国人が、資格喪失させるべき在留資格に変更となった場合、適切に喪失処理を行える」という点で一定の効果がある一方で、タイムラグがあるため、依然として、来庁しての更新手続(「指定書」の目視確認)が必要である。

本提案については、①～③への新規加入時も含めて、市町村からの照会を可能とすることで、より広範に来庁による手続を不要とする趣旨である。

#### 【在留管理 DX との親和性】

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策(概要)(詳細版)」において、マイナンバー等を活用した関係機関による情報連携のさらなる活用を含む在留管理 DX の推進等が掲げられ、具体的に「入管庁が関係機関に対して、国籍、在留資格情報、出入国関連情報等を提供」と記載されていることから、本提案については国が推進しようとする在留管理 DX との親和性が高いものと捉えている。

#### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「特定活動」の種類が確認できる電子データの提供により、「指定書」の提示が不要となるため、外国人住民と市町村の事務処理の負担軽減につながる。

また、電子的な突合点検が可能となることから、事務処理の効率化及び正確性向上が期待される。

#### 根拠法令等

国民健康保険法第6条第11号、国民健康保険法施行規則第1条第2号、第3号、第4号、第2条第3項、介護保険法第9条、高齢者の医療の確保に関する法律第51条第2号、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第9条第2号、第3号、第4号、第10条第3項、平成2年5月24日法務省告示第131号、平成16年6月8日厚生労働省告示第237号

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、高崎市、伊勢崎市、さいたま市、川崎市、四日市市、寝屋川市、兵庫県、広島市、大野城市、大村市

○現在は本人を呼び出し、聞き取りが必要であり、このシステムが導入されることにより事務負担が軽減される。

○提案にあるように、外国人の国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険への加入処理の際、適用除外すべき者が判別できるよう、最新の在留資格情報について、職員が個別照会・一括照会することのできるシステムが導入されることで、本市においても、事務負担の軽減につながるものと考えます。

○住民異動の担当課において、各制度への加入手続きを一元的に行うことは困難であるため、必要とする関係部署にそれぞれ手続きするよう案内しなければならない。介護保険においては、加入手続きがされなかった場合、被保険者資格だけでなく、介護保険料の賦課算定において時効になるなどの影響が生じてしまう。データでの提供が可能になれば、そのデータを元に加入の可否が判断でき、住民異動の担当課での手続き案内は不要になる。また、介護保険においても、少ないタイムラグで被保険者資格や保険料の賦課算定が正確に行える。

#### 各府省庁からの第1次回答

今回御指摘の特定活動の該当(25、26、40、41号)の有無を含む、外国人の在留カードの交付に関する情報等(以下、単に「必要な情報」という)については、情報提供主務省令(※)及び関係システムにおける所要の整備が完了している場合は令和9年3月から公共サービスメッシュを通じた情報連携により取得することが可能となる見込みのところ、①及び③に関しては、同月の連携開始に向け調整中である。②に関しては、同様に情報連携により必要な情報の取得が可能かどうか、関係省庁等と確認・調整を行い、その結果を踏まえ、情報提供主務省令及び関係システムにおける所要の整備等を含めた必要な対応を検討していく。

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	108	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

介護支援専門員証のデジタル資格証への移行

## 提案団体

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、新潟県

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

介護保険法第 69 条の7以下に規定する紙媒体による介護支援専門員証を廃止し、以下A、Bについてデジタル資格者証への移行を求める。

A: 介護保険法第 69 条の2に基づく介護支援専門員の登録を受けていること

B: 実務研修・更新研修・再研修等の必要な研修を一定期間内に修了していること

具体的には、デジタル庁が整備する国家資格等情報連携・活用システム及びマイナポータルを活用し、介護支援専門員がマイナポータル上でデジタル資格者証を取得・提示できる仕組みへ移行する。

## 具体的な支障事例

現行の介護支援専門員証は、都道府県知事が紙媒体(カード形式)で発行しており、新規交付・更新・書換え・再交付のたびに申請書の受付・審査・印刷・郵送等の業務が発生することで、都道府県の担当部署に相当の事務集中が生じている。当県においては、年間約 300 時間の事務負担が発生しており、デジタル資格者証へ移行することで大きな負担軽減を図ることができる。

また、更新の際には、更新研修の修了証を添付した申請書を提出し、手数料を都道府県に納入する必要があり、申請から専門員証が手元に届くまでに一定の期間を要するほか、介護事業所等が介護支援専門員の雇用・契約の際に専門員証の有効性(有効期間・研修修了)を確認する手段は目視のみであり、確認の正確性・迅速性に限界がある。

デジタル庁は国家資格等の 128 資格を対象としたデジタル化を推進しており、介護支援専門員も令和8年度以降に対象とされている。しかし、現行の法律上は「介護支援専門員証」(紙)の存在が前提となっているため、単にオンライン申請を可能とするだけでは根本的な事務効率化には至らない。紙の専門員証を法律上廃止し、デジタル資格者証に一本化することが不可欠である。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

専門員証の発行・更新に係る都道府県の事務が大幅に軽減され、担当職員を他の業務に充当できる。介護支援専門員がマイナポータルからデジタル資格者証を即時取得できるようになり、申請・待機の手間がなくなる。

事業所等が二次元コードの読み取りにより、資格の有効性・研修修了状況をリアルタイムで確認できる(真正性・改ざん防止機能付き)。  
専門員証の偽造・なりすましリスクが低減する。  
国家資格等のデジタル化という国の政策方針に沿った制度の一貫性・整合性が確保される。

#### 根拠法令等

介護保険法第7条第5項、第69条の7から第69条の9、介護保険法施行規則第113条の20から第113条の26

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高知県

—

#### 各府省庁からの第1次回答

デジタル庁が整備する国家資格等情報連携・活用システム及びマイナポータルを活用したデジタル資格者証については、今年度より一部都道府県において試行的に導入をすすめる予定であり、順次各都道府県に実施していただけるよう、引き続き検討を進めてまいります。  
一方、デジタル資格者証の利用にはマイナンバーカードが必要であり、マイナンバーカードを所持していない資格者の方もいると考えられることから、紙媒体による介護支援専門員証を廃止することは困難と考えます。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	109	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

認定特定行為業務従事者認定証の廃止及びデジタル資格証への移行

## 提案団体

青森県、北海道東北地方知事会

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

社会福祉士及び介護福祉士法附則に規定する認定特定行為業務従事者認定について、国家資格等情報連携・活用システムによる申請手続等を可能とするとともに、紙媒体による認定特定行為業務従事者認定証を廃止し、喀痰吸引等研修を修了していることを電子的に証明するデジタル資格者証に移行することを求める。具体的には、デジタル庁が整備する「国家資格等情報連携・活用システム」及びマイナポータルを活用し、認定特定行為業務従事者がマイナポータル上でデジタル資格者証を取得・提示できる仕組みへ移行する。

## 具体的な支障事例

認定証は都道府県知事が紙媒体で発行しており、個々の認定申請を審査・交付する業務が生じている。認定された特定行為の種別(複数可)を紙の認定証に記載する仕様であるため、行為の種別が追加されるたびに書換え交付の手続が必要となり、その都度、申請受付・審査・発行・郵送等の事務が繰り返し発生する。当県においては、認定証の交付において年間約60時間の事務負担が発生しており、国家資格等情報連携・活用システムの利用やデジタル資格者証の活用により、事務負担の軽減が期待できる。

また、利用者の状態変化等に応じて介護職員が対応できる特定行為の種別を追加しようとする場合、改めて研修を受講し、修了後に書換え交付の申請を行う必要がある。申請から新たな認定証が手元に届くまでの間、当該行為を実施できない状態となるリスクがある。

介護事業所・障害福祉サービス事業所等においては、認定特定行為業務従事者を雇用・配置する際、認定証の有効性(認定の有無・対応可能な行為の種別)の確認は目視のみに依拠している。認定証の偽造・記載内容の改ざんが可能な状態であり、確認の正確性・信頼性に課題がある。また、紙の認定証のコピー管理の負担が大きい。

デジタル庁は国家資格等のデジタル化を推進しており、令和8年度以降、介護・福祉分野の各資格についても順次デジタル化の対象とされている。しかしながら、認定特定行為業務従事者認定証は国家資格等情報連携・活用システムの活用が決まっておらず、また、法令上「紙の認定証の交付」を前提とした仕組みとなっており、法令の手当てなしにデジタル化を進めることはできない。提案募集を通じて根拠法令等の改正を実現することが不可欠である。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

認定証の発行・書換えに係る都道府県の事務が大幅に軽減される。  
従事者が都道府県に対し認定証交付申請や書き換え交付申請を行う手間が削減される。  
事業所等がデジタル資格者証の二次元コードの読み取りにより、認定の有無・対応可能な行為種別をリアルタイムかつ正確に確認でき、真正性・改ざん防止が確保される。  
国家資格等のデジタル化という国の政策方針との整合性が確保される。

## 根拠法令等

社会福祉士及び介護福祉士法附則第 10 条から第 12 条、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第5条から第8条の2

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大阪府、兵庫県

—

## 各府省庁からの第 1 次回答

認定特定行為業務従事者認定に係る申請については、申請書や認定証について、厚労省から参考様式を示しているものの、実際の様式については都道府県で異なる可能性もある。  
また、既にオンライン化している都道府県や当該事務について委託している都道府県もあると認識している。一律に国家資格等情報連携・活用システムによる申請とした場合、都道府県によっては事務負担が増加する可能性があるため、まずは、各都道府県の実態を把握しつつ、国家資格等情報連携・活用システムの活用が可能かどうか検討してまいりたい。  
なお、デジタル資格者証を利用するには、マイナンバーカードが必要であり、仮にデジタル資格者証を原本としたとしても、紙媒体による認定特定行為業務従事者認定証を完全に廃止することは困難であると考えている。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	112	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

仮特別徴収税額等の還付において年金受取口座の情報提供を可能とすること

## 提案団体

大阪市

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

公的年金等からの個人市民税の特別徴収における本算定後の仮徴収税額の減額によって過誤納金が生じる場合において、年金保険者が初めて年金を請求される方には「年金請求書」で同意を取ること、既に受給をされている方には「ねんきん定期便」に約定を記載すること等で年金受取口座情報を市区町村へ提供することの同意を受け、年金保険者から当該市区町村へ当該年金受給者の年金受取口座情報を提供する。  
上記方法が難しい場合は、以下の方法を求める。  
市区町村で年金受取口座情報の取得を可能とするため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を改正し、年金保険者の保有する年金受給者の年金受取口座情報をマイナンバー情報連携の対象に追加することを求める。

## 具体的な支障事例

年金所得に係る個人市民税の仮特別徴収税額について、本算定後に多くの過誤納金が発生(当市では年間3万件程度)しており、市区町村においては、年金受給者から還付請求書を徴取することで、年金受給者に対し還付を行っているが、過誤納金に関する問合せ対応や還付手続にかかる業務が集中的に発生しており、高齢者である年金受給者においても過誤納金受け取りのための手続が大きな負担となっている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

年金受給者によっては還付請求書の提出が負担であるため年金受取口座へ還付してほしいと希望される場合があるが、現状では当該口座情報を還付請求書に記入し送付してもらっている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

年金保険者から年金受取口座情報の提供を受け、年金受給者から還付請求書を徴取することなくプッシュ型による還付手続を行うことで、市区町村における業務軽減だけでなく、年金受給者においても、過誤納金の受け取り手続が簡素化できる。

## 根拠法令等

地方税法第321条の7の10、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第5条の3、平成27年11月20日総務省自治税務局市町村税課通知「公的年金等からの特別徴収に

係る事務処理要領等について(送付)」にて送付された「個人住民税の公的年金等からの特別徴収に係る事務処理要領」

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、盛岡市、花巻市、仙台市、横浜市、川崎市、寒川町、上越市、名古屋市、名張市、枚方市、小野市、南国市、都城市、特別区長会

○当市では、年金所得にかかる市県民税の仮特別徴収について、本算定後に多くの過誤納金が発生(年間1,000件程度)し、還付通知、還付依頼書を送付している。問い合わせ対応や、回答がない場合の再送付、また還付処理が集中することによる事務の負担が大きい。還付対象者も高齢であるため、受け取りのための手続きが負担となっている。

○提案市同様に6月に同時大量に還付業務が発生している(年間約600件)。そのうち新規に口座照会している件数は約200件ある。

○当市においては口座を照会しても返事がなく毎年同じ人を照会している。また回答をしてもらっても口座の記入ミスのため還付処理の巻き戻しと口座の再照会を行うこともある。今後プッシュ型になれば業務が減るのではないかと考える。

○制度改正により、年金特徴に関する当該口座照会(当市の令和7年度照会件数414件)が不要となり、業務負担の改善につながるものとする。

#### 各府省庁からの第1次回答

日本年金機構は、日本年金機構法第38条第4項に規定する「法律の規定に基づき、年金個人情報等を…提供しなければならない場合」に該当する場合に、年金個人情報の提供をすることができるが、年金受取口座情報を市区町村へ提供することは同項の規定する場合に該当しないため、困難である。

今後、公金受取口座の登録をされていない年金受給者を対象とし、受給者ご本人から不同意の申出がない限り、年金の受取先として登録している口座を公金受取口座として登録することを可能とする「行政機関等経由登録の特例制度」を実施予定であり、公金受取口座の更なる登録数の増加も見込まれることから、公金受取口座の活用をご検討いただきたい。

住民税の過誤納金の還付についての手続は地方税法上特に規定されておらず、個々の地方団体において定めるところによる。

情報提供主務省令(※)において、年金所得に係る仮特別徴収税額の還付に関する事務について特別徴収対象年金所得者に係る公金受取口座情報を利用できるようすでに措置されており、仮特別徴収税額の還付を含む給付金等の支給事務を処理するために必要な情報照会であれば、利用の意思表示に関わらず情報照会することも法令上可能であることはデジタルPMOに掲載している「公金受取口座登録制度FAQ」(Q2-5)において、自治体向けに既に周知している。

以上から、仮特別徴収税額の還付事務について、法令上、すでに本人の公金受取口座利用意思にかかわらず情報提供ネットワークシステムを通じて口座情報を取得し、当該口座に還付できるよう措置されているため、各地方団体において適切に対応されたい旨、地方団体に周知してまいりたい。

また、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療の保険料及び介護保険料の過誤納金の還付についても、住民税と同様の状況であり、住民税と同様に地方団体に周知を行うことについて検討してまいりたい。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁（内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案）

管理番号	123	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項（事項名）

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金のうち国から市町村へ直接交付される補助事業に係る事前協議等の都道府県経由事務の廃止

## 提案団体

長野県、山形県

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

国から市町村へ直接交付される当該補助事業は、都道府県の経由を廃止するとともに、デジタル庁が提供する補助金申請システムであるJグラントスを利用するなど、国と市町村が直接事務手続きを行っていただき、県へは情報提供のみ行っていただきたい。

## 具体的な支障事例

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金のうち、国から市町村へ直接交付される補助事業において、県内市町村分の協議の取りまとめ、国や市町村からの疑義照会の経由事務（または代替対応）及び繰越事務における相談対応などが生じており、業務時間が割かれている。（協議件数：年間 10～20 件）  
事前協議における都道府県のとりまとめに関する役割として、市町村交付金の優先順位をつけることが求められているが、優先順位を高くしたものが必ずしも本交付金の対象事業として採択されるわけではないため、当該作業は不要であり、都道府県の経由は必要ないとする。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

県を経由せず、国と市町村が直接手続きをすることで、情報伝達精度の向上や業務の効率化が期待される。  
なお、事前協議等の対応は現在メールで行われているが、経由事務の廃止と併せて、デジタル庁が提供する補助金申請システムであるJグラントスを活用することで、県下市町村の事前協議や本申請の状況等を都道府県が把握することも可能となる。

## 根拠法令等

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱、関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課事務連絡

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、前橋市、小諸市、大阪府、佐賀県

○提案自治体と同様の作業が発生している。優先順位付についても各市町村の地域事情があることから都道府県で優劣をつけるのが難しい。

#### 各府省庁からの第1次回答

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(以下「交付金」という。)については、例年、各地方自治体から予算額を上回る額の要望をいただいております。また、昨年度の地方分権改革提案でも早期執行・早期着手のための取組が各地方自治体から求められる中、交付申請事務に先立って事前協議を行い、当年度における事業の協議内容や各地方自治体における優先度を踏まえ、予算の範囲内で内示を行っています。

この交付金は、高齢者施設等における防災・減災対策を推進するために必要な支援を行うものであり、施策を真に有効なものとするためには、介護保険法第5条第2項において介護保険事業の広域的支援を行うとともに、災害対策基本法第4条第1項において市町村の防災事務の支援や総合調整を行う都道府県の広域的な視点が欠かせないことから、管内市町村の事業の優先順位を付していただくよう依頼させていただいております。国においては、優先順位が上位のものを予算の範囲内で採択することとしています。こうした趣旨を踏まえると、本交付金のうち市町村を実施主体とする事業について、事前協議に際して、都道府県を経由せずに国と市町村と直接事務を行うことについては慎重な検討が必要です。

また、デジタル庁が提供する補助金申請システムのJグランツを活用することについては、本交付金の申請事務については、これまでも電子メールにより、地方自治体と地方厚生(支)局との間で交付申請等の手続を行っているところ、申請者が地方自治体で限定的である中で、新たにJグランツを活用することにより得られる事務負担軽減の効果よりも、かえって申請者の負担増加や全体の執行スケジュールに遅れが生じる可能性があること等も踏まえれば、慎重な検討が必要と考えます。

引き続き、事前協議の簡素化など地方自治体における交付金事務の負担軽減に努めてまいります。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	130	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

## 提案事項(事項名)

マイナンバーカードの券面記載事項の更新や電子証明書の更新時において、カード券面追記欄への氏名の振り仮名の追記をカード保有者本人の任意とすること

## 提案団体

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省

## 求める措置の具体的内容

令和8年5月25日までにマイナンバーカードを申請又は保有し、マイナンバーカードの券面に氏名の振り仮名の記載がない者に対する、マイナンバーカードの追記欄への氏名の振り仮名の追記は、カード保有者本人の任意とすることを求める。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度(予定)】

令和8年5月26日から始まる住民票への氏名及び旧氏の振り仮名の一斉記載に関連し、令和5年の番号法の改正によって、今後、電子証明書の更新手続きをする際には、マイナンバーカードのICチップ内の電子証明書データの更新及び、券面事項追記欄へ「振り仮名」の物理的な追記(印字または手書き)がさらに必要になること。

### 【支障事例】

マイナンバーカード取得率の上昇に伴い、住所異動手続きのほとんどでマイナンバーカードの券面変更事務を行わなければならない状況であること。

また、令和2年から令和5年に実施されたマイナポイント事業時にマイナンバーカードを取得した方の電子証明書の更新の需要が到来していること。

これらの影響により、当市の住民記録窓口は1年を通じて非常に混雑しており、特に人口規模の大きい区では、ほぼ毎日1時間を超える待ち時間が発生している。

当市においても、窓口数の増設やマイナンバーカードセンターの追加設置をおこなったが、待ち時間の減少効果は限定的。

※当市における券面事項更新件数(令和8年3月実績)

住民異動に係るカード券面事項更新: 2万 400 件

電子証明書の更新に係るカード券面事項更新: 1万 6,200 件

### 【制度改正の必要性】

令和8年5月26日以降は、電子証明書の更新手続きをする際には、マイナンバーカードのICチップ内の電子証明書データの更新及び、券面事項追記欄へ「振り仮名」の物理的な追記が必要となるため、さらに事務に要する時間が増える見込み。

また、券面追記欄に振り仮名を追記することによって追記欄が満欄となり、カードの再作成が必要となる方が発生する見込み。

継続的な業務増であれば体制を整えることも可能であるが、電子証明書の更新需要の大きな波は令和9年度までであり、短期的な大幅な業務増に対応することは、人員確保の面で極めて困難であり、振り仮名の追記は市民の大幅な待ち時間の増につながるが見込まれる。

#### 【支障の解決策】

ICチップのデータ更新については、更新を行わない場合、e-tax等のオンライン手続きに支障が出ることから、データ更新については実施する必要があると考えるが、マイナンバーカードの券面事項については「すでに発行されているマイナンバーカードの記載事項は従前の例によるとしている」とされていることから、マイナンバーカードへの氏名の振り仮名の追記は保有者本人の任意とすることにすれば、事務処理時間の軽減につながり、市民の待ち時間が増加することを抑制できる。

#### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

市民が区役所窓口で手続きをする際に、電子証明書の更新需要で待ち時間が発生していることに加えて、さらなる待ち時間が発生し、市民に不利益が生じる。

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイナンバーカードの券面追記欄への振り仮名の物理的な記載を任意とすることで、電子証明書の更新等で更なる待ち時間の発生を抑制できる。

マイナンバーカードの追記欄が4行しかないため、振り仮名を追記することによって満欄となることを防ぐことができ、市民に新たにカードを作成していただく手間も省くことができる。

なお、カード保有者本人が希望する場合は、時間がかかる旨ご説明したうえでの印字作業が可能となるため、時間がかかったという趣旨の苦情の発生も抑制できる。

#### 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、盛岡市、いわき市、川口市、銚子市、松戸市、厚木市、富士宮市、富士市、豊橋市、豊中市、寝屋川市、姫路市、尼崎市、西宮市、生駒市、安来市、笠岡市、高松市、新居浜市、久留米市、小郡市、佐世保市、都城市

○現在機構から送付している有効期限通知書には、電子証明書の更新をお知らせする通知やチラシの他、代理人が行う際の照会書が添付されているが、チラシには振り仮名に関する案内はなく、照会書も振り仮名が記載されることに伴う券面変更には対応していないため、振り仮名の印字が強制される場合、機構の案内に基づき案内のとおり代理人が更新手続きに来庁しても手続きを承ることができず、大きなトラブルになることが想定される。また既に券面が満了になっている場合にも、振り仮名の記載が印字ができないことでカードの再申請の流れとなるが、カードの再申請ができる窓口は、電子証明書の更新ができる窓口すべてで受付できるものでもないことから、同様にトラブルになることが想定される。追記欄への印字を任意とすることで、これらのトラブルは回避できる。

○これまで振り仮名のないカードで本人確認書類として認めてきたことから、券面に印字する必要はないと考える。膨大な事務増加による待ち時間の延長に繋がり、市民・職員にとってデメリットの方が圧倒的に大きい。

○電子証明書の更新に要する時間に加え券面に振り仮名を追記する行程が必要となり、1件に要する時間の増加に伴い、前提的に待ち時間が増大するなど来庁者の負担が増加する。また、提案市の指摘のとおりすでに住所異動情報等が追記されている場合には券面満記載となりカードの更新が必要となるなど、さらに待ち時間、事務処理時間の増加となる。

○当市においてもマイナンバーカード関連の業務負担は増加する一方であり、電子証明書更新手続きでさらにカード券面に振り仮名の追記が必要となれば、さらに来庁者の待ち時間を増大させることが見込まれる。また、カード利用の用途の1つは、運転免許証などのように本人確認書類として窓口で提示する場面があるが、券面に振り仮名がなくても、カード所有者の手続きに支障をきたすことはないと思われる。逆に、カード券面の1行を振り仮名の追記に使うことにより満欄となって新しいカードを作成することの方がカード所有者に不便を生じさせ

てしまう。

○券面記載を希望する方だけにしてもらえると、窓口対応の短縮につながる。

○IC チップ内データ更新については、電子申請等の利用継続のため必要であると考えますが、既存カードについては従前の記載事項による運用も認められていることから、券面への振り仮名追記については本人希望による任意対応とすることを求める。

○当区においても電子証明書の更新や券面記載事項の更新において署名用電子証明書の発行・更新をした際に券面への印字を行うとなると事務負担がかなり大きい。また、住民異動の多い時期はただでさえ住民異動に伴うマイナンバーカードに係る手続きが増えたことにより処理時間が増大しているにも関わらずさらに時間を要することが予想される(今年度住民異動に伴う待ち時間は発券から受付開始までだけでも 150 分待ちである)。マイナンバーカードの券面に内部の情報と同一の記載が必要ということは理解しているが、次期マイナンバーカードになり、マイナンバーカードに振り仮名の追記がされるまでは現行マイナンバーカードにおいてはマイナンバーカードの券面記載事項の更新や電子証明書の更新時において、カード券面追記欄への氏名の振り仮名の追記をカード保有者本人の任意としていただきたい。

#### 各府省庁からの第 1 次回答

第4号施行日(※)(令和8年5月 26 日)時点で既に申請又は発行されているマイナンバーカードについて、電子証明書の更新又は券面記載事項の変更が行われる場合には、より早期に住民票に記載されている内容とカード券面の内容を一致させることが望ましいとの考え方から、現状の運用としているところです。

他方、今回のご提案にもあるとおり、今後電子証明書の更新需要も高まる中、追記欄へ振り仮名を記載することによる事務負担の増加についても考慮の上、その取扱について検討してまいります。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第 48 号)附則第1条第4号の規定による施行日

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	131	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

ベース・レジストリと森林クラウドシステムとの連携の実現

提案団体

福井市、福井県

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、法務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

市町村林務部局において法務局からの公図の取得が不要となるよう、デジタル庁の「ベース・レジストリ」と都道府県の「森林クラウドシステム」との連携による正確かつ最新の情報連携を実現してほしい。

具体的な支障事例

## 【現状】

市町村林務部局では、法務局から取得した公図を使用して、林地の位置を特定する業務を行っている。例えば、「伐採および伐採後の造林の届出※1」及び「森林の土地の所有者届出※2」の際の届出内容の確認作業、また「森林現況調査※3」の際の位置の特定作業、などが挙げられる。

※1…森林所有者などが森林の立木を伐採する場合の届出に際し、当該森林の位置を特定することを目的に公図を取得。

※2…売買や相続等により森林の土地を新たに取得した場合の届出に際し、当該森林の位置を特定することを目的に公図を取得。

※3…農業委員会からの非農地通知により新たに森林に編入するかどうかの現況調査に際し、当該森林の位置を特定することを目的に公図を取得。

## 【支障】

都道府県が運用する林地情報オープンデータ「森林クラウドシステム」は、運用者のもとで筆ポリゴンを独自に設定するなど手作業で構築しており、地番や土地境界などの不動産登記情報と連携した構築となっていない。このことによって、市町村林務部局の各種業務において、森林クラウドシステムの閲覧だけでは正確性に問題があることから、公図の取得を余儀なくされている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

法務局から取得する公図が不要となり、システム間連携による情報のワンストップ化が実現

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

郡山市、いわき市、高崎市、川崎市、島田市、大阪府、三原市、熊本市

—

各府省庁からの第1次回答

不動産ベース・レジストリについては、令和9年度末の地図情報のサービス提供を目指し、データベースの整備を進めている。これにより、これまで公用請求により取得していた地図情報を、オンラインで確認・取得することが可能となる見込みである。

不動産ベース・レジストリと「森林クラウドシステム」との間での地図情報の連携については、地図情報の整備状況や、森林クラウドシステムの整備・運用が各都道府県それぞれの考え方等により行われていることなどから連携することは各都道府県の判断によるもの。

今後、実際に各都道府県で御判断いただくに当たって、不動産ベース・レジストリの活用により、都道府県や市町村の森林・林業に関する事務の効率化が図られるよう、林野庁としても不動産ベース・レジストリの整備状況等について丁寧に情報提供を行っていく。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	144	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

## 提案事項(事項名)

選挙人名簿登録地情報についてマイナポータルでの確認を可能にすること

## 提案団体

川口市

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省

## 求める措置の具体的内容

選挙人名簿登録情報について、自治体中間サーバーに副本登録し、選挙人がマイナポータル上で確認できるようにすること。

## 具体的な支障事例

選挙人名簿の登録は、当該自治体において住民票作成から引き続き3箇月以上、住民基本台帳に登録されている者について行われているが、名簿登録後に当該自治体を転出した場合には、新住所地への転入届提出までの期間の猶予等を考慮し、転出後4箇月を経過した後に選挙人名簿から抹消される。そのため、新旧住所地それぞれの自治体において選挙人名簿に二重に登録されている期間が存在し、選挙人はどちらで投票するか不明瞭なケースが存在することで、選挙管理委員会への問い合わせが発生し、その対応といった負担が生じている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

選挙期間中に転出した住民から、転出元または転入先のどちらで投票すれば良いかについて、多数の問い合わせがある。問い合わせの結果、転出元自治体での投票であることが確認できた場合でも、現所在地から不在者投票をするには日数が足りず、投票できないというケースもあり、もっと早く知りたかったとの意見をいただくことがある。各自治体の選挙管理委員会では、転出者向けに郵送で案内を送付しているが、返戻されることも多く、現状の紙運用では十分な周知を行うことが困難である。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

現状では、新旧住所地のどちらで投票するかを確認する手段が、選挙管理委員会への問い合わせ以外にないため、選挙人が自身のマイナポータルから名簿登録地を確認することができれば、本人及び選挙管理委員会の負担軽減が図られる。

## 根拠法令等

公職選挙法第21条、第22条、第28条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

戸田市、横須賀市、山口県、佐世保市、伊佐市

○当市でも、国政選挙の際は新旧どちらの住所地で投票が可能なのかについての問い合わせが多数あり、また、投票日当日に旧住所地でしか投票ができないと知り、投票を断念している事例にも接している（この場合、事前に確認ができていれば、不在者投票等が可能であったと思われる。）。即時性が求められ、電話で回答することが多いが、執務時間中に限られ、また、家族からの問い合わせ等の場合、個人情報保護上の懸念が全く無いとも言えないため、提案の形が望ましいと考える。なお、住民基本台帳法第7条の住民票の記載事項に選挙人名簿への登録の有無（第9号）があり、システム上も連携を行っているため、当該データを活用し、実現することも一案と考えられる。

## 各府省庁からの第1次回答

自治体中間サーバーに副本登録し、選挙人がマイナポータル上で確認できるようにするにあたっては、技術的課題や費用対効果の観点を踏まえた、慎重な検討が必要である。  
なお、二重登録に関しては、選挙時登録日から一定期間前の段階で、二重登録の可能性がある対象者について、自治体相互に通知・照会を行い確認する運用を行っている。したがって、最終的な二重登録状況を正確に把握し、どの市町村で投票を行うことになるかという情報については、正確性を期する観点から、関係自治体への問合せや送付された投票所入場券により選挙人に判断していただく対応が現実的と考えられる。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	151	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

## 提案事項(事項名)

産後ケア事業の電子化

## 提案団体

滋賀県、福島県

## 制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁

## 求める措置の具体的内容

産後ケア事業は、令和元年以降法整備がされ、令和5年度にはユニバーサルな事業であることが明確化されたことから、利用者と産後ケア施設が増加し、利用者－自治体－産後ケア施設の3者間で行う、申請、予約、情報共有、利用、キャンセル、請求、報告などの業務が増大し円滑な利用の妨げになっている。利用者と自治体間で行う利用申請・承認の手続き、予約機能(利用者が行う予約申請、キャンセル及び日時変更、施設の空き状況の把握)、サービス提供記録の共有が可能となるシステムの整備を求める。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

産後ケアの対象は、「産後に心身の不調又は育児不安等がある者」「特に支援の必要が認められる者」から、令和5年母子保健医療対策総合事業実施要綱から「産後ケアを希望するもの」と対象が拡大された。

### 【支障事例】

本県ではユニバーサル化される令和5年度までは、延べ利用人数は約800人だったが、令和6年度は約1,900人と倍以上となった。また、令和7年度から県内産後ケア施設は市町と医師会、助産師会の集合契約となり、更に利用が増加し、そのため、予約調整、施設側への情報提供、申請審査、利用許可、変更手続、支払等の事務が膨大になり、自治体によっては利用まで時間を要している。その理由として、申請や許可は書類でのやり取りが多く急な利用が難しい。事例情報の産後ケア施設への連絡は自治体により個人情報保護規定の違いがあるがメールは利用できないことが多く速やかな共有が難しい。また、県内は集合契約だが施設の空き状況は管理しておらず、自治体が施設に確認する必要があるため時間を要している。複数回利用する場合に次回予約を自治体を通さずに施設に行い自治体が利用を把握できないことがある。

### 【統一した電子化の必要性】

産後ケア事業は全国共通の事業であるため、統一されたシステムがあれば、利用者－自治体－産後ケア施設3者の利便性と効率性が上がると考える。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当県産後ケア担当者会議において、自治体は「膨大な書類のやり取りでの事務負担」、施設は「自治体への事務と郵送費負担」、自治体と施設は「支援の必要な利用者の情報共有に時間を要すること」、利用者は「予約のしづらさや直ぐに利用できない」などの意見があることが挙げられ、解決のためにシステム化の意見がある。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

セキュリティが担保されたシステムで、利用者－自治体－産後ケア施設が相互にやり取りが出来ると、利用がスムーズにでき、急な変更の対応や情報共有も漏れなく可能となる。事務が円滑になり効率化が図られる。自治体間格差の解消が図られる。

## 根拠法令等

母子保健法第 17 条の 2、子ども・子育て支援法第 59 条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

藤岡市、さいたま市、上尾市、新潟市、佐久市、岐阜市、小牧市、大阪市、兵庫県、三原市、高知県、佐世保市、熊本市、宮崎県、宮崎市

○事業のユニバーサル化に伴い、統一されたシステムの導入については賛同するが、基本事項を共通とし、委託料、加算、予約の取り方等だけでなく、産後ケア事業の目的である母子の支援において、保健情報とリンクする等、当市の裁量をシステムの中に導入できる状況があるとよい。財源は市に依存することないよう要望する。  
○現在、既に当市において産後ケア事業予約システムの利用を開始しており、事務負担の軽減になっている。しかし、全国統一のシステム化ができれば利用者にとっても利便性が向上し、自治体にとってもさらに事務負担の軽減が図れる。

○各市で産後ケアの申請や契約などが違うため、医療機関や施設側の事務等の煩雑がある。また、里帰り先での利用もできるようにするためにも、全国で統一できるとよい。

○当市でも提案内容と同様の課題を抱えていた。令和 7 年度に産後ケア予約システムを導入し、利用者がインターネットからいつでも申請、予約ができるようになり、施設からの実施報告も電子化した。導入の効果として、市職員の対応時間の大幅な削減、利用者の利便性向上による利用の増加があった。

○産後ケアのシステム導入は、市民・行政・委託事業者にとっても必要と考える。システム導入費用が高額なため、国の補助が必要と考える。

○支障事例はないが、職員の事務負担は増大している。システムの整備により利用者の利便性向上、事務負担軽減の可能性があると賛同する。

○産後ケアの契約を、市独自で利用施設と契約しており、年々増加しています。市民からの予約は電子申請で受け付けているが、予約調整、施設側への情報提供、申請審査、利用許可、変更手続、支払等の事務が膨大である。また、空き状況は管理しておらず、自治体が施設に確認する必要があり時間を要している。

### 【統一した電子化の必要性】

産後ケア事業は全国共通の事業であるため、統一されたシステムがあれば、県内だけではなく県外との施設の利用ができるようになったり、利用者－自治体－産後ケア施設 3 者の利便性と効率性が上がる。

○同様に、ユニバーサル化したことで、利用件数は増加傾向である。当市では産後ケア施設と個別に契約しており、契約事務が繁雑である。また、利用申請受付後、アセスメントし、予約調整しているため、利用までに時間を要することがある。業務全般において事務が繁雑化しており、対人支援に影響がある。よって、事務の効率化が図られるシステム整備を希望する。併せて、審査・支払い事務を委託できるシステムがあると助かる。

## 各府省庁からの第 1 次回答

全国統一のシステムの構築については、現在、母子保健情報を住民・医療機関・自治体の間で迅速に共有・活用するための情報連携基盤 (PMH) を活用したデジタル化を進めているところであり、産後ケア事業の集合契約や費用請求を一括してできる仕組みについても検討を行っているところ。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	152	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	06_環境・衛生		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

産業廃棄物処理計画書等の内容の簡素化及び提出等の見直し

## 提案団体

滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、鳥取県、徳島県

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、環境省

## 求める措置の具体的内容

電子マニフェストシステム(JWNET)登録情報を活用し、多量排出事業者の報告事務をデジタル原則に基づき、以下のとおり、再構築すること。

・実施状況報告書の自動化

前年度排出量等の実績データ(種類、数量、処分方法等)が JWNET から、現在、検討中の e-Gov 電子申請サービスへ自動集計・反映される仕組みを構築し、事業者の再入力および自治体による数値精査・照合事務を撤廃すること。

・処理計画書の簡素化

今年度目標値等の数値項目の記載義務を撤廃し、計画内容は「一言記述(減量への取組宣言等)」程度に縮小する等、記載目的に対する実効性(効果)を踏まえて見直すこと。

・公表事務の自動化

法律に基づく公表について、e-Gov 電子申請サービスによってオンラインで提出されたデジタルデータから公表用情報が自動出力・更新される仕組みを構築すること。

## 具体的な支障事例

現行制度はデジタルデータが存在しながら、自治体現場に極めて非効率な事務処理を強いている。

・データの分断による監視の限界

計画書提出事業者は翌年度に報告書を提出しなければいけない制度になっているが、この報告書未提出者の特定は目視で行う必要があり、アナログな督促事務が本来注力すべき監視指導業務を圧迫している。

・形骸化した産業廃棄物処理計画書の指導負担

処理計画書の数値は必ずしも客観的な根拠に基づくものではなく、特に建設業などは受注状況に左右されるため、実態と乖離した形式的な記載となっている。当該書類の数値根拠は行政が指導できる性質のものではなく、事業者からの問合せへの対応(書き方のレクチャー等)に苦慮している。

・非効率な公表用データの加工事務

当県ではウェブサイト等を通じて Excel データでの提出を推奨しているが、依然として紙で提出されるケースが残存しており、職員による Excel への手動転記が避けられない。Excel で提出されたデータであっても、現行の公表制度に対応するため、一つずつ内容を確認した上で PDF へ変換・集約し、ウェブサイトへアップロードする加工事務に時間を要している。(当県では約 70 時間※と試算しております。)

※年間約 300 件の申請に対し、書類の精査や未提出者への電話督促、および公表用データの加工に1件 10 分程度を要すると試算した計 50 時間に、職員向け勉強会の運営(約 10 時間)と、受付・公表用サイト構築(約

10 時間)を合算したもの。

#### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

事業者団体からは、「国にデータがあるのに、なぜ別の様式で同じ数字を報告し、さらに実態に合わない『計画書』の策定を求められるのか」との強い不満がある。  
現場では、実績値をマニフェストどおりに記載するよう自治体から指導を受けているのが実態であり、それ以外の独自項目(処理計画等)の維持が、デジタル時代の行政サービスとして著しく合理性を欠いているとの指摘がある。

#### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・自治体事務の削減  
紙からの転記、Excel データの PDF 加工・集約、数値精査、アナログな事務負担が削減する。これにより、他の業務にリソースを集中できる。
- ・電子マニフェスト活用のインセンティブ強化  
電子マニフェスト利用による事務簡素化のメリットを明確にすることで、国が推進する電子マニフェストのさらなる活用・普及を側面から支援する効果が期待できる。
- ・行政の高度化  
政府の「デジタル原則」を具現化し、既にデジタル化(電子マニフェスト等)に協力している事業者の不利益(二重手間)を解消する。
- ・事業者の利便性向上と負担軽減  
二重入力や根拠のない形式的な計画策定から解放され、事務コストが削減される。

#### 根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第9項から第 11 項、第 12 条の2第 10 項から第 12 項

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

えりも町、宮城県、新潟県、石川県、豊橋市、山口県、熊本市

○当県においても同様の状況となっており、特に集計事務や公表に係る事務(公表情報の確認やホームページ作成業務等)に時間を要している。  
○当市においても、約 90 件程度の報告書が提出されており、書類の精査や督促、ホームページへの掲載等の作業が生じている。また、当市産業廃棄物処理基本計画において、電子マニフェストの活用を推進しており、仮に電子マニフェストを活用する事業者が当該報告書の提出義務を免除されることとなる場合には、電子マニフェストの活用のインセンティブとなることが期待されるため。  
○例年、未提出の事業者への提出依頼や数値の確認、前年度計画書との比較だけでなく、事業者への修正依頼など、作業にかなりの時間を要しており、自治体の負担が大きい。  
○すでに集約されているデータを自動集計することで、自治体が行う公表データの一部自動化につながり、自治体職員の未提出者への催促やホームページへのアップロード作業の短縮化に資する。

#### 各府省庁からの第 1 次回答

廃棄物処理法第 12 条の3第7項において、産業廃棄物管理票の交付者に対して産業廃棄物管理票に関する報告書を作成し、都道府県知事に対して提出を義務付けている。これについて、同法第 12 条の5に基づく電子情報処理組織(電子マニフェスト)を用いた場合には、同法第 13 条の2に基づく情報処理センターが同法第 12 条の5第9項の規定に基づき都道府県知事に対して報告を行うこととしている。これにより事業者及び自治体の双方に一定の事務の効率化が図られている。  
一方、廃棄物処理法第 12 条第9項に定める多量排出事業者が同条第 10 項に基づき提出する報告書について、同法第 12 条の5第9項の規定に基づき情報処理センターの報告を活用すべきとの御提案については、両制度の目的や扱う情報が異なることから慎重な検討を要するだけでなく、電子マニフェストは情報処理センターにより運用される仕組みであり、国の行政手続システムとは異なる主体により管理されていることから、データ連

携の在り方についても詳細な検討が必要となる認識である。

御提案事項を踏まえ令和9年度以降、e-Gov の機能拡充や行政手続のデジタル化の動向も踏まえつつ、関係機関と連携しながら、課題を把握した上で業務効率化等の検討を行うこととしたい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	156	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

## 提案事項(事項名)

共通 SaaS による電話業務 DX の推進

## 提案団体

八尾市

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

ボイスボットや IVR について、共通 SaaS として国が構築すること。

なお、構築に当たっては、国の施策に関する問い合わせに特化したボイスボット・IVR として、予め国側で施策に関する情報を学習させて(登録しておく)こと。

<予め国側での学習を希望する内容>

総務省:マイナンバーカード、厚生労働省:マイナ保険証、デジタル庁:公金受取口座

その他、マイナンバーカードに係る分野における、

・制度の内容(マイナポータルやマイナ保険証はそもそも義務なのか、マイナ免許証で何ができるのか、公金受取口座はどこで登録できるのかといった内容を広く含む)

・事務的な内容(例えば暗証番号の変更方法に係る Q&A や有効期限に関する案内その他カード機能の登録・廃止といった、一般的な内容を広く含む)

## 具体的な支障事例

自治体では様々な住民対応に関する業務を実施しているが、ここ最近では、いわゆる国策としての「マイナンバーカード」「マイナ保険証」「(第1弾、第2弾、自治体)マイナポイント」「各種給付金(コロナ・物価高・低所得者支援など)」「マイナ免許証」など、自治体固有の業務ではない、国の施策に基づいた業務を自治体が基本的に受け皿として実施している。

しかし、これらの業務はその性質上、ほぼすべての住民が対象であるため、問い合わせが(メディア等で)報道された際に自治体に市民からの問い合わせ電話が殺到し、通常業務をひっ迫する事態となる。また、令和7年度に市民からの問い合わせが最も多い部門に対し、閑散期である7月の1週間、実態調査を実施した結果、当該期間中の問い合わせ 746 件/週のうち、マイナンバーカードに係る問い合わせが 275 件/週(一日平均 50 件強)で「3割以上」となった。繁忙期(2月~4月)ではこれの2倍から3倍以上の件数になることが想定され、電話対応業務が職員の業務遂行への支障となっている。

また、令和5年度まで実施された「マイナポイント(~第2弾)事業」の際は、当市が外部委託により設置した有人対応のコールセンターがバンクし、結果、窓口で市民が殺到した。受付窓口では3時間以上の待ち時間が出るなど、大きな支障が生じた。

これらは、(共通の条件等で)自治体固有で対応する必要性は低く、統一のコールセンターでの対応や自動音声等による定型対応が有効であるものの、(コールセンターは画一的な対応にとどまり)自治体個別で設置するかはその自治体の財政状況に左右される。

今後は、労働力人口の減少等による事業者の供給や受け皿の不足により、調達の困難やコスト単価の増大が

(特に地方では顕著に)予想され、自治体での均一的な展開はますます困難になることが想定される。そこで、自治体を横断した国策事業分野を中心として、国主導で「電話自動応答システム(IVRやAIコール)」を構築し、SaaS化して各自治体に低価で導入できるような仕組みを構築することで、自治体は費用面のハードルを下げられ、国が構築したことを根拠として利用できるほか、各電話対応の実績をSaaSとして一元化できることによる情報・ノウハウの蓄積など、さまざまなメリットが享受できると判断できる。

#### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

自治体での電話対応業務については、一部の自治体において、AIを活用した電話自動応答(IVR)システム等の実証実験や、また、国において「各制度・分野」でコールセンターの設置などを実施しているものの、その情報のレベル感や手法、あるいは実施そのものの有無が自治体間もしくは制度間で大きく差があり、あるいは窓口の開庁時間に依存する有人対応であったり、IVRやAIコール形式でも当該システムベンダーにより、その手法や仕組みに差があったりと、その設置の有無やサービス形態は自治体の規模などによっても千差万別となっている現状がある。

また、ベンダー自体も現状は複数存在するため、自治体への「問い合わせ情報」のノウハウの蓄積も困難な状況にある他、自治体での調達手法もプロポーザル方式や競争入札等によることとなり、仕様書の作成などの導入準備に対する負担が発生するため、また、自治体単独での調達にはコスト面が割高になる傾向もあることから、導入があまり進んでいない現状にある。

#### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

電話対応業務に係るシステム化として、共通SaaSとして複数の自治体が共同利用できるような電話自動応答(IVR・AIコール)システムを構築することにより、自治体は低価による調達(共同調達)が可能となり、また問い合わせられた情報の蓄積を1カ所に集約させることにより、ノウハウの蓄積・改善が容易になるほか、住民も共通SaaS化により自治体や制度に左右されない同じサービスの享受が可能となる他、SaaSであれば日々進化するAIやシステムのアップデートにも容易に対応できるものと考えられる。

また、AIなどの先進的なサービスの導入を躊躇している自治体においても、国により構築されたSaaSであれば導入へのハードルが下がることが期待でき、結果として、広く国民が先進的なサービスを利用することが可能となり、24時間対応などもIVR・AIコールにより可能となるほか、職員は電話対応業務から一定解放されることにより、コア業務への注力も可能となるなど、双方にとってのメリットが発生する。

さらに、市民からの問い合わせは複合的な問い合わせであるケースも多く、例えば、  
・引越しの手続きについて+マイナンバーカードの手続きに本人が来られない場合など  
・苗字が変わる手続きについて+マイナンバーカードの券面書き換えの手続きについて  
・いわゆるDV措置等の問い合わせ+マイナンバーカードの受け取り方法について  
・マイナンバーカードの発行+その他世帯などに係る問い合わせ  
・マイナ保険証の問い合わせ+高額医療に関する問い合わせ

など、多岐に渡るような内容も含まれるため、共通SaaS構築に当たっては、各自治体個別でも一定学習できる領域(カスタマイズ性)があれば、より良いサービスの提供が可能になると考えている。

#### 根拠法令等

—

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

川崎市、須崎市、大村市

—

#### 各府省庁からの第1次回答

電話対応については、自治体が利用可能なボイスポットやIVRサービスのSaaSが既に市場に複数存在し、一定の競争原理が働いていると考えられることから、国による共通SaaSの開発は民業圧迫につながりかねないほか、費用面で自治体の負担軽減に必ずしもつながらず、国地方全体の費用としてかえって割高になる可能性

すらある。

こうしたことから、国が自治体の電話対応について共通 SaaS を開発することは、適切でない。

なお、デジタル庁では、行政機関や自治体が SaaS やその導入支援サービスを迅速かつ効率的に調達するためのカタログサイト「デジタルマーケットプレイス(DMP)」を運営しており、当サイト内でもボイスボットや IVR サービスを掲載しており、調達に関する自治体の負担軽減は、同サイトを利用することで一定程度軽減されるものと考えている。

DMP デジタルマーケットプレイス(<https://www.dmp-official.digital.go.jp/>)

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁（内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案）

管理番号	157	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項（事項名）

心身障害者扶養共済制度に係る手続きのオンライン化に向けた提出書類の原本提出の不要化

## 提案団体

神奈川県、福島県、横浜市、相模原市、平塚市、小田原市、厚木市、海老名市、寒川町、大磯町、二宮町、湯河原町

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

心身障害者扶養共済制度に係る手続きのオンライン化を図るため、都道府県等から独立行政法人福祉医療機構（WAM）へ送付する申請者及び受給者からの提出書類（住民票の写し等）について、原本での提出を不要とすること。なお、住民票の写しのオンライン化に関しては、マイナンバー情報連携や住民基本台帳ネットワークでの本人確認情報の利用等が考えられる。

## 具体的な支障事例

障害者扶養共済制度は、都道府県等が条例に基づき障害者に関して実施する共済制度であり、独立行政法人福祉医療機構（WAM）は、都道府県等が同制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事業（心身障害者扶養保険事業）を実施している。そのため申請者が都道府県等に提出した書類は、都道府県等から同機構に送付することが義務付けられている。当県では、障害者等の利便性向上及び事務効率化の観点から手続きのオンライン化を検討しているが、同機構への申請書類の一部が原本でしか受け付けられないことが支障となっており、実現に至っていない状況にある。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当県では、指定都市を除く全 30 市町村に本共済制度に係る書類の経由事務を移譲しているところ、複数団体から窓口負担の軽減を求める声が上がっており、市町村の負担軽減に向けた申請手続き等のオンライン化や、これに伴う事務処理のあり方（当県への権限の返還等）の検討が必要と考えている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

独立行政法人福祉医療機構（WAM）への申請書類等について、オンラインでの提出が可能となることにより、全国の都道府県等における申請手続き等のオンライン化の検討が進めやすくなる。都道府県等における手続きのオンライン化により、障害者等は市町村窓口へ赴き、手続きを行う負担が軽減されるとともに、申請方法の選択肢が増えることは申請者の利便性の向上につながる。また、都道府県等においてもオンライン上で確認作業が完結することにより作業の効率化が図られる。さらには、都道府県から市町村に経由事務を移譲している場合、市町村窓口での対応が減少するとともに、オンライン申請の場合には直接都道府県に提出するといった対応も検討可能となる。

## 根拠法令等

心身障害者扶養保険約款

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、さいたま市、千葉県、茅ヶ崎市、堺市、高知県、都城市

○申請書類等のオンライン提出は事務負担軽減や効率化に関して有用と考えるが、一方で本制度においては、掛金総額よりも年金受取額・弔慰金が低くなるリスクがあること、また、手続きのオンライン化により担当者による詳細な制度説明ができず、理解が不十分なまま加入する恐れが懸念されることから、周知や説明の方法については検討が必要と考える。また、受給者は高齢かつ障がいのある方が中心のため、オンラインによる手続きが困難な場合があることも想定され、オンライン化する場合にはオンライン申請と従前の窓口申請の併用が必要と考える。

○現在、申請を市町村で受付し書類を県に送付し、その後県が機構に送付するという流れが、オンライン化をすることで申請者側も行政側も負担が軽減される。

## 各府省庁からの第1次回答

心身障害者扶養保険制度は、障害のある方の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が亡くなった後の生活の安定と福祉の増進を目的とした任意加入の保険制度である。本制度の保険料は、(上記の)制度の目的を考慮して「純保険料」のみで設定しており、一般の生命保険会社が事業経費として徴収している「付加保険料」を加味していない。

そのため、仮に住民票を含めた提出書類の事実確認が必要となる場合の(調査費用などの)事業経費が含まれていないことから、原本若しくは原本証明の提出を求めている。

生命保険会社における各種審査においてコピーでは不可とされているため、現時点では、提出書類の原本もしくは原本証明の提出を不要とすることは考えていない。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	169	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

公的年金源泉徴収票等の作成時においてマイナンバー情報連携による扶養控除等の確認を行うこと

## 提案団体

大府市

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

年金所得者における配偶者や扶養親族の死亡情報を日本年金機構等が情報提供ネットワークシステムを活用して把握し、公的年金等受給者の源泉徴収票及び公的年金等支払報告書の作成時において扶養控除等の適用の適正化を図ること。

## 具体的な支障事例

年金所得者における配偶者控除の適用や扶養控除等の適用には、扶養親族等申告書を適用年の前年の10月頃に各年金所得者に送付され、その届出に基づき適用されている。その中で、亡くなった配偶者や親などの親族をそのまま修正せず届け出される方が一定数見え、そのまま適用されたまま所得税の計算が行われている。次に市区町村には、その誤った配偶者控除や扶養控除等の状況の公的年金等の支払報告書が届くため、死亡者の適用を否認して処理している。当市においてはチェックリストを作成し、否認する作業を行う手間が発生しており、場合によっては、そのまま適用し、対象者とのトラブルともなるケースもある。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

特に無し。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

死亡しているにもかかわらず配偶者控除や扶養控除等を適用してしまっている方のチェックを行わなくて済むようになり、事務手続きの簡略化が図れる。また、対象者との不要なトラブルを避けることができる。

## 根拠法令等

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第203条の6  
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第317条の3の3  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、花巻市、豊橋市、半田市、豊田市、城陽市、寝屋川市、芦屋市、広島市、都城市

- 扶養控除等の適用に係るチェック事務に多大な時間を必要としている。
- 事務チェックの簡略化が図られる。
- 当市においても年金所得者の扶養控除に関するチェックなど事務的負担が大きい部分がある。情報連携の活用のメリットは期待できる。

#### 各府省庁からの第1次回答

地方税法上、日本年金機構をはじめとする公的年金等支払者には公的年金等受給者から提出された公的年金等受給者の扶養親族等申告書を取りまとめて保管する義務及び公的年金等支払報告書を作成・提出する義務が課されているのみで、受理した当該扶養親族等申告書の記載を精査する責任を負っているものではなく、公的年金等支払者がマイナンバーを利用することに伴い増加する公的年金等受給者や公的年金等支払者の事務負担にも配慮する必要があることから、ご提案に対応することは困難である。

情報提供主務省令(※)において公的年金等支払者におけるマイナンバー情報連携の対象となる事務は、「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」等に限定されている。公的年金等支払者においては、厚生年金保険法に基づく年金給付事務と併せて、地方税法に基づく公的年金等支払報告書の作成事務を実施しているところであるが、両事務は別の法令に基づく事務である。

したがって、地方税法に基づく公的年金等支払報告書の作成のために年金所得者における配偶者や扶養親族の死亡情報を確認することは、厚生年金保険法による年金の支給に関する事務等に該当せず、年金実施機関がマイナンバー情報連携によって閲覧することができる範囲の対象外である。

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	170	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

レイアウト変更により自立支援医療費の支給認定に当たってマイナンバー情報連携による被保険者証情報の確認を可能にすること

## 提案団体

大府市

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

情報提供ネットワークシステム照会における被保険者証情報のレイアウト変更(資格確認に必要な最低限の情報(被保険者証情報の内「記号」「番号」のみ)を表示する)

## 具体的な支障事例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療の支給認定について被保険者証情報の確認が必要となる。令和6年12月から実施されているマイナンバーカードと健康保険証の一体化により、健康保険証が廃止されているところである。厚労省通知「マイナ保険証施行に伴う自立支援医療費の支給認定に係る取扱いについて」(令和6年4月5日事務連絡)においては、被保険者証情報の確認については、原則、受給者のマイナンバーを利用し、情報提供ネットワークシステムを通じて行うこととされているところである。しかしながら、当該システムでは当該情報の標準レイアウトは20桁の半角数字となっており、必要数以上の数字の羅列となっていることから、内包する記号・番号の読み取りは物理的にはできるものの、新規に支給認定する際には、正確な被保険者証情報の確認にあたっては誤認の可能性を孕んでおり、支障が生じている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当市における自立支援医療の支給認定件数は年間約3,000件であり、そのうち被保険者証情報の確認を要するものは約2,400件にのぼる。特に、新規申請及び被保険者証情報の変更は約800件あり、これらは前回情報との照合ができないことから、視認性の低さにより読み違い等が生じやすく、再確認を要する事例も発生している。このことにより、支給認定事務の遅延や窓口での待ち時間の増加、再来庁の発生など、市民及び職員双方に負担が生じている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

現状、当市では、記号・番号の確認にあたり不要な番号によって誤認することがないよう、窓口にてマイナポータルを閲覧できる端末を設置し、当該端末や受給者のスマートフォンを使用してマイナポータルから被保険者証情報を確認している。しかしながら、受給者がマイナポータルの暗証番号を失念している場合や、代理人が申請を行う場合もありマイナポータルによる被保険者証情報の確認が行えない場合がある。上記のような場合、改めて申請を行うよう説明をするが情報提供ネットワークシステムにて表示される記号・番号について、不要な番号を含まない表示形式に明瞭化されれば、マイナポータルでの確認をする必要がなくなるため、改めて申請を願

いする等の住民の手間を省くこと、及び行政の手続き負担の軽減にも繋がるものとする。

## 根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 35 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、さいたま市、上尾市、船橋市、川崎市、横須賀市、豊橋市、豊田市、高槻市、都城市、特別区長会

○当市では、新規申請及び保険変更は約 3,300 件あり、窓口を設置した端末からマイナポータルによる被保険者証情報の確認ができない場合は、情報連携による確認を行うところ、読み違い等が生じ、再認定を要する事例が発生している。

○情報提供ネットワークシステムにて表示される記号・番号について、標準レイアウトでは 20 桁の半角数字となっていることから、不要な桁は数字0(ゼロ)で埋められており、また、健康保険の保険者によっては、記号や番号の数字の並びが異なる(右詰めや左詰め)こともあいまって、目視による判別が困難である。当市では被保険者証情報の確認を要する申請は年間1万件以上にのぼる。特に、新規申請及び被保険者証情報の変更は年間2千件以上あり、これらは前回情報との照合ができないことから、視認性の低さにより読み違い等が生じやすい。このことにより、支給認定事務の遅延や窓口での待ち時間の増加、再来庁等の発生など、市民及び職員双方に負担が生じている。

○当市の件数は 600 件ほどあり、あまり聞きなじみのない被保険者証情報の記号・番号を読み解くのに時間を要している。

## 各府省庁からの第1次回答

被保険者等記号・番号については、保険者ごとに記号・番号の体系およびその桁数が異なり、それぞれ制度・運用に応じて個別に定められていることから、システム上は、各保険者において必要とされる桁数を網羅する 20 桁のデータ形式により情報連携を行っている。

現在のデータ標準レイアウトの仕様では、保険者の実情に応じて個別に定められている記号・番号・入力内容を統一することが困難である。

また、データ標準レイアウトの見直しについても、市町村国保を含む、各保険者等のシステム改修が必要となる可能性があること、その費用を全面的に支弁してもらう必要があること、また、関連する事務負担をお願いする必要があることなどの課題があり、困難である。

なお、後期高齢者医療制度については、被保険者番号は8桁と定められており、外部インターフェイス仕様書で医療保険者等向け中間サーバに副本登録する際に固定長8桁で登録されるよう規定されている。

情報提供ネットワークシステムを通じて照会した際も後期高齢者医療制度の被保険者番号については基本8桁で表示されているため後期高齢者医療制度については、ご提案いただいた支障は生じていない認識である。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	186	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

図書館システムの共通化

提案団体

熊本市、仙台市、千葉市、新潟市、名古屋市、広島市、北九州市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を進めるにあたり、図書館資料の貸出返却管理、蔵書検索、利用者登録管理、予約延滞管理等の機能を備えた図書館システムの共通化を求める。

具体的な支障事例

当市の市立図書館(公立図書館)では、所蔵する本を電算システムで管理している。この電算システムの調達にあたっては、地方公共団体が独自の仕様書を作成し、システムを導入している。システムの導入後は、ベンダロックインされ、その後に他ベンダへ乗り換えする際のコストの増大が懸念される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

文部科学省の令和3年度社会教育統計では、図書館は3,394館もある。図書館のシステムで管理すべき本の数の大小はあるが、本の貸出しすることは共通しているため、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき文部科学省において標準仕様書を作成することは、地方公共団体の図書館システム調達の事務処理軽減や費用削減に大きく寄与するものとする。

根拠法令等

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律  
国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針(令和6年6月21日閣議決定)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

白河市、高松市、高知県

○当市図書館でも所蔵する資料を電算システムで管理しており、一定期間ごとにシステム更新は行っているも

のの、結果として長期にわたり特定の電算システムを使用し続けている。システム導入からこれまでに実施した数々の機能改修は、図書館の運営やサービスの提供に必要不可欠となっており、ベンダーロックインの状態にあるため、他ベンダへ乗り換えする際のコスト増大は懸念される。

○当市において、令和7年度に図書館情報システムを更新した際にデータ移行作業に多大な費用が発生した。

○個々の自治体での個別検討ではデータ移行の問題は解消が難しい状況。加えて、MARC(機械可読目録)の問題、検索機能がここ10年発展していないこと、インターネットでの所蔵検索のアクセシブル性の確保、オープンAPI化などの流れに完全には乗り遅れていることなどの問題がある。

○所蔵する本を管理する電算システムについては、地方公共団体が独自の仕様書を作成し、システムを導入しているため、システム更新の際の負担は大きい。

#### 各府省庁からの第1次回答

根拠法令として挙げられている「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」において、地方公共団体情報システムの標準化は、同法及び同法施行令において定められた20業務を対象とするものであり、図書館システムについては対象外となっているところ、各自治体の実情に応じて、適切なものを導入いただくことが望ましいと考えています。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	189	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	06_環境・衛生		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

法律および通知等に係る AI データベースの構築

## 提案団体

奈良県、栃木県、三重県

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、環境省

## 求める措置の具体的内容

廃棄物処理法をはじめとした各府省庁所管の法令・通知・技術的指針等を読み込ませ、横断的な検索・照合が容易にできる AI データベースの構築を国として進めていただきたい。また、データベース構築に時間がかかる場合には、検索を容易にするため、これまでの通知文一覧等や法令の三段対照表のデータ等も存在しているようであれば提供いただきたい(府省庁にもよるが、インターネット上で閲覧できるものもあるものの一部しか閲覧できない)。  
なお、最終的な行政判断は、あくまで各行政庁の所管課において行うことが前提であり、AI は判断の補助的役割に留めるべきであると考えます。

## 具体的な支障事例

地方自治体の職員は、本来、所管事務に関連する法令や通知を把握していることが当然とされるものの、部署異動があることから、関連するすべての法令・通知を網羅的に把握することは現実的には困難である。とりわけ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律は改正頻度が高いうえ、過去から多くの通知が発出されており、これらの法令や通知(技術的指針を含む)に基づき適切に事務を執行することは容易ではない。  
当県においても、下記(具体的な事案)に記載の事案が発生しており、その対応として法律相談や取消処分に伴う事務が新たに生じるなど、日常の業務にも支障が出ている状況である。今後も同様の事案が発生するおそれがあるだけでなく、このような課題は、人員不足が顕著な多くの地方自治体に共通する問題であると考えられる。  
また、同様の支障は廃棄物の処理及び清掃に関する法律以外でも発生する蓋然性が高いといえる。  
<具体的な事案>  
県の出先機関において、A法人の監査役が欠格事由に該当していることが判明したため、監査役は役員に該当すると判断し、聴聞等を行わずにA法人の取消処分を実施した。  
しかし、同法人の登記簿には「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め」が記載されており、このような定めのある監査役は、「行政処分の指針(p.10)」によれば廃棄物処理法上の役員には通常該当しないとされている。  
当該出先機関の職員はこの通知の存在を知らずに取消処分を行ったため、法律相談の結果、当該取消処分を取り消すに至った。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめとした各種法令に係る通知等について、体系的なデータベースを構築することにより、地方自治体職員の所管業務に対する理解が深まり、法令・通知等に基づく適切な事務執行に資するものと考ええる。

## 根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ、各種法令に関する法令改正・通知（技術的指針を含む）、行政処分の指針について（通知）（環循規発第 2104141 号令和3年4月 14 日）

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、新潟県、石川県、豊橋市、大阪府、姫路市、山口県、徳島県、熊本市

○提案団体と同様に、定期的に部署異動があることから、関連するすべての法令・通知を網羅的に把握することは現実的には困難であり、特に廃棄物の処理及び清掃に関する法律は改正頻度が高いうえ、過去から多くの通知が発出されており、これらの法令や通知（技術的指針を含む）に基づき適切に事務を執行することは容易ではないため、各種法令に係る通知等について、体系的なデータベースを構築することにより、業務効率が大幅に改善されると考える。

○事例の提案に至った背景と同様、関連するすべての法令・通知を網羅的に把握することは困難であり、対応に苦慮している。

○提案団体の意見のとおり、廃棄物処理法は改正頻度が高く、通知文書も膨大であるため、疑義が生じた際には、検索等に相当の時間と労力を要する。このため、これを容易に検索・閲覧できるシステムがあれば、有意義であると考ええる。

○当市においても、提案市同様、廃掃法に係る幅広い改正通知文等の把握・理解に苦慮している。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめとした各種法令については、社会情勢の変化に伴い、その都度、新法の制定や法改正がなされてきており、事案ごとの判断については、それらの関連する法律や各種通知等を参照し、総合的に判断する必要があるが、多大な労力を要しているところ。

○事例形式や Q&A 形式によりデータベースを構築できれば新たに問題となった事例にも対応しやすい。

## 各府省庁からの第 1 次回答

デジタル庁では、「e-Gov 法令検索」において、正確かつ最新の法令データの整備・提供を行っておりますが、これらのデータについては、ご指摘のような AI 等により活用されやすいデータベースとして提供するため、API を通じて、AI での利用も想定した形式（JSON（簡易版））での提供も行っているところです。さらに、現在、新たに「法規的告示データ」についても令和8年度中目途で提供開始することを目指しており、法令データに関する横断的な検索・照合が容易にできるデータベースの構築・拡充を進めています。

また、通知等についても、各府省庁において、事務・事業の性質等に応じながら、データベース等の整備・提供が行われているところです。

なお、ご指摘の廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の環境省所管の法令・告示・通達等については、下記環境省 HP においてデータベースとして公開しているほか、各政策に関するページにおいても政策に関連する法令・告示・通達等を公開しているところです。

<https://www.env.go.jp/hourei/>

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	191	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

国民健康保険の適用判断を目的とした外国人の在留資格「特定活動」の情報照会

## 提案団体

伊勢崎市、前橋市、沼田市、館林市、藤岡市、安中市、吉岡町、中之条町、長野原町、嬭恋村、高山村、みなかみ町、明和町、大泉町

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、法務省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

「特定活動」の内容について、情報照会を可能とすること

## 具体的な支障事例

国民健康保険法第6条第11号及び国民健康保険法施行規則第1条第2～4号の規定により、医療目的等の外国人は国民健康保険の適用対象とされていない。

国民健康保険資格取得時には、在留資格が「特定活動」である外国人は、指定書を提示することとされているが、パスポート(指定書が添付されたもの)を携帯していない場合が多く、改めて指定書を持参いただく手間が生じている。

また、在留資格の更新時には、指定書を提示することについて、法令上明文化されていない。「特定活動」のまま在留資格の更新をした人や、新たに「特定活動」に在留資格が変更になった人について、国民健康保険適用可能か判断するためには指定書確認が必要であるが、指定書確認を促しても対応しない対象者への対応に苦慮している。この事例に関して、令和3年地方分権改革に関する提案により、出入国在留管理庁から国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者について情報提供されるようになったが、提供までにタイムラグ(2か月程度)があり、在留資格更新又は変更後の指定書の内容が国保適用対象外であった場合、それを確認できるまで一時的に資格が続いてしまう。この場合、遡って国民健康保険の資格を喪失することになり、この間国民健康保険税の納付があったときは税の還付が生じ、また、医療機関等を受診して療養の給付があったときは、不当利得として給付分の返還を求める必要が生じるが、その時点で既に転出(国外を含む)しているケースも想定される。被保険者・保険者ともに、事後の手続きの負担が生じ、現在の情報提供の仕組みは実質的な課題の解決策には至っていない。

マイナンバー等を活用した関係機関による情報連携の更なる活用を含む在留管理DXの推進がされる中で、出入国在留管理庁から関係機関へ在留資格情報等を令和9年3月以降に提供する検討が行われていることが示された。提供される在留資格情報に、「特定活動」の内容が提供されるようになれば、国民健康保険適用に係る事務の適正化に繋がる。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

「特定活動」の種類が確認できる電子データの提供により、「指定書」の提示が不要となるため、外国人住民と市町村の事務処理の負担軽減につながる。

#### 根拠法令等

国民健康保険法第6条第11号、国民健康保険法施行規則第1条第2号、第3号、第4号、第2条第3項、平成2年5月24日法務省告示第131号、平成16年6月8日厚生労働省告示第237号、出入国在留管理庁から提供された情報を活用した国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者の資格喪失処理について（令和4年12月28日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）、出入国在留管理庁から提供された情報を活用した国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者の資格喪失処理の実施について（令和5年3月31日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、高崎市、玉村町、さいたま市、川崎市、相模原市、四日市市、寝屋川市、兵庫県、安来市、広島市、大野城市、諫早市、大村市

○当市でも同様の支障事例が生じており、行政の事務の効率化及び被保険者の手続き簡素化につながることから、見直しを図っていただきたい。  
○提案にあるように、国民健康保険の適用判断を目的とした外国人の在留資格「特定活動」の情報照会を可能にすることで、当市においても、事務負担の軽減につながるものとする。

#### 各府省庁からの第1次回答

今回御指摘の特定活動の該当（25、26、40、41号）の有無を含む、外国人の在留カードの交付に関する情報等については、情報提供主務省令（※）及び関係システムにおける所要の整備が完了している場合は令和9年3月から公共サービスメッシュを通じた情報連携により取得することが可能となる見込みのところ、国民健康保険に関する事務については、同月の連携開始に向け調整中である。

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	195	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

母子健康手帳における出生届出済証明について別紙交付が可能であることの明確化

## 提案団体

半田市

## 制度の所管・関係府省庁

内閣官房、こども家庭庁、デジタル庁、法務省

## 求める措置の具体的内容

出生届出済証明について、母子健康手帳の該当欄に直接記載し押印するのではなく、貼付用の別紙で交付することが可能である旨、明確化を求める。

## 具体的な支障事例

母子手帳に出生届済証明記載方の件(昭和23年5月17日付け厚生省児発第275号・法務廳民事甲第1310号厚生省児童局長・法務廳民事局長連名通知)において、該当欄に出生届出済証明の記載をし押印することとされており、当市では、母子健康手帳に直接印刷できるプリンターもないことから、母子健康手帳に手書きで記載をしている。

市民に対して、出生届出時に母子健康手帳を持参いただくよう広報はしているが、週に数人は持参しないため、該当者には、後日再来庁するよう案内しているが、再来庁が負担である旨の指摘を受けている。

また、「デジタル行財政改革 取りまとめ2024」における出生届のオンライン化の実施について(令和6年8月23日付け法務省民一第1793号内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官、こども家庭庁成育局母子保健課長、デジタル庁国民向けサービスグループ参事官、法務省民事局 民事第一課長連名通知)において、母子健康手帳の郵送対応が可能である旨示されているが、母子健康手帳原本を郵送で受け取り、記載の上で返送するのは、効率が悪い上、紛失リスクもあると考えている。

以上のことから、当市では、母子健康手帳貼付用の出生届出済証明を別紙交付する取扱いをしたいと考えている。

しかしながら、出生届出済証明の取扱いについては、地域の実情に応じ、地域住民の利便性に配慮した対応が可能であると示されているものの、別紙交付が可能であることが明確に示されていないため実施できていない。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

市民から、再来庁が負担であると窓口で言われたことがある。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

別紙発行が可能となることで、母子健康手帳の持参を忘れた届出人にその場で出生届出済証明を交付でき、再来庁の必要性がなくなり、住民の利便性が向上するとともに行政の効率化を図ることができる。

また、別紙発行が可能となることで、オンライン出生届開始後、出生届に関連するご案内通知の中に、母子健康手帳用出生届出済証明を同封することができるようになり、母子健康手帳を持参する(あるいは郵送する)必要

性がなくなり、住民の利便性が向上するとともに、オンライン出生届と一体的に事務処理を行うことができるようになり、行政の効率化も図ることができる。

## 根拠法令等

母子保健法施行規則第7条、母子手帳に出生届済証明記載方の件(昭和23年5月17日付け厚生省児発第275号・法務廳民事甲第1310号厚生省児童局長・法務廳民事局長連名通知)、「デジタル行財政改革 取りまとめ2024」における出生届のオンライン化の実施について(令和6年8月23日付け法務省民一第1793号内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官、こども家庭庁成育局母子保健課長、デジタル庁国民向けサービスグループ参事官、法務省民事局民事第一課長連名通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

佐野市、さいたま市、須坂市、豊橋市、大阪市、枚方市、熊本市

### ○【職員の記載に関するクレーム】

市民から「職員が出生届出済証明に記載した子の氏名が美しくない。ずっと残る証明のため、自分で記載したかった」とのクレームがあった。

#### 【届出人自らが記載した場合】

戸籍に記載される字体と異なった文字(デザイン差、くせ字等)や戸籍記載とは異なった元号で記載されることもある。元号は補正で対応できるが、届出人の心情を考えると氏名を補正すべきか、公的な証明であるが故に苦慮している。

#### 【里帰り出産時】

遠方での里帰り出産により、暫く母子健康手帳を持参できないという相談がある。別紙発行が可能になることで、これらの事案への対応がより円滑となることが期待される。

## 各府省庁からの第1次回答

「出生届出済証明」は、母子保健法施行規則第7条第1項に基づき定められており、出生届の際に市町村で発行されている。

この、「出生届出済証明」の発行方法については、以下のようなものがあり、いずれも通知(※)に基づき押印(印字含む)が行われていると認識している。

- ・窓口対応:出生届受理の際、出生届出済証明書に直接記載・押印し、交付。
- ・窓口対応:出生届受理の際、出生届出済証明書(シールタイプやオリジナルデザイン)を交付。
- ・郵送対応:受理決定後、父母の住民登録をしている住所宛てに出生届出済証明書を送付。

(※)昭和23年5月17日厚生省児童局長・法務廳民事局長連名通知「母子手帳に出生届済証明記載方の件」

上記を踏まえ、別紙発行を行うことについても差し支えない。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁（内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案）

管理番号	211	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項（事項名）

「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きのオンライン化取組状況に関するフォローアップ調査」および「地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査」の整理・統合

## 提案団体

福井市、福井県

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省

## 求める措置の具体的内容

「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きのオンライン化取組状況に関するフォローアップ調査」および「地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査」の内容を整理・統合し、一本化すること。

## 具体的な支障事例

デジタル庁からの照会である「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きのオンライン化取組状況に関するフォローアップ調査」と、総務省からの照会である「地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査」は回答内容が重複する項目が多く、自治体の事務負担が大きい。  
具体的には、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きについて、両調査ともに「オンライン化済み」「オンライン化未対応」「該当手続なし」の三択からの回答を求めており、同一内容を複数回回答する状況となっている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

同一項目に対する複数回の回答が不要となり、自治体における調査対応・回答作成に要する時間の縮減が図られる。

## 根拠法令等

地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きのオンライン化取組状況に関するフォローアップ調査、地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北上市、宮城県、大田原市、大網白里市、川崎市、寒川町、八尾市、寝屋川市、高知市、熊本市、鹿児島市

○各照会への対応を行っており、照会を1つに統合することで地方公共団体の事務負担を削減することができると思われる。

○当市でも当該調査について、全課照会を2回それぞれ実施しており、事務負担につながっている。

○本照会は、関係する所管課が多数に及ぶ内容であり、庁内調整を含めた回答作成に相当の時間を要している。加えて、提案内容に記載のとおり、同様の趣旨・項目による照会が年に複数回実施されており、自治体の事務負担が大きい状況にある。照会内容について整理・統合の上、効率的な形で一本化して実施されることが望まれる。

#### 各府省庁からの第1次回答

ご指摘を踏まえ、両省庁でそれぞれ実施している調査の趣旨、目的、必要性を踏まえ、地方自治体の事務負担の軽減に資するよう、調査項目等を検討してまいりたい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	229	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

債権の差押手続において書類を電子的に送達した場合においても差押えを有効とすること

## 提案団体

八王子市

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省

## 求める措置の具体的内容

債権の差押手続において、第三債務者(金融機関)への「債権差押通知書」の送達が生ずる要件となっているが、書類を電子的に送達した場合においても、差押えが有効となるよう国税徴収法の見直しを求める。

## 具体的な支障事例

### 【経緯】

国税徴収法第141条に基づく質問・検査については、紙媒体での照会を行っていた。近年、電子照会のスキームが確立されたことで、預貯金等の調査については、電子照会が可能となった(電子照会により、件数が大幅に増加)。

債権の差押えは、国税徴収法第62条の規定により「債権差押通知書」を第三債務者に送達しなければならず、現在もすべて紙媒体による差押手続を行っている状況。

### 【支障事例】

第三債務者が金融機関の場合、窓口が開いている時間でしかその対応がされない。

差押えの手続のため、「債権差押通知書」だけで年間2万件の郵送物を送付しているため、送付に係る人件費や郵送費のコストがかさんでいる。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

金融機関における業務が電子化によりスリム化されていく中、自治体からの差押関連通知は依然として紙媒体のため、処理時間を要し、差押えに支障が生じている。そのため、金融機関から差押えを控えるよう依頼されることがある。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

差押えの効力発生要件として電子的な書類の送達が可能となることで、時間にとらわれない差押えの実現が図られる。また、書類の送付に係る人件費や郵送費といった徴税コストが大幅に削減される。

## 根拠法令等

国税徴収法第62条、地方税法第68条第6項等

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宇都宮市、日野市、横浜市、相模原市、厚木市、新潟県、焼津市、名古屋市、豊田市、名張市、大阪市、堺市、枚方市、兵庫県、広島市、田布施町、久留米市、諫早市、特別区長会

○当市においても債権差押が年間約 550 件あり、うち約 300 件が預金及び生保の差押となっている。郵送による第三債務者への送達については、事務量、コストの両面で大きな負担となっており、電子送達による差押の効力発生が実現できれば、より効率的な滞納整理業務が期待できる。

一方で、電子送達を可能にする差押について、債権差押のうち預金及び生保のみ電子送達を可とすることの妥当性、電子送達と郵便送達を併用するのか、差押先着順位の基準をどうするのか等、整理すべき課題も多くあることが思料される。

○預金差押の際は、差押通知書を書留で発送しているため、差押えの件数に伴い郵送の費用がかかっている。加えて、振込手数料が必要である場合、充当できる金額がその分少なくなり、郵送費も合わせると、差押執行のために必要な金額が充当額を上回る不均衡が生じることも多い。

また、差押通知の電子化により、夜間のうちに差押通知が送達されたとみなされる場合、滞納者の出金前に差押えが執行でき、差押不能となる件数の削減が見込まれる。

○差押通知書の電子送達サービスを提供する事業者は存在するものの、現行制度では書面送達を省略できず、事務コストの削減等の電子化によるメリットが乏しいため、当市域では自治体・金融機関双方でサービスの導入が進んでいない。

○窓口混雑時等、金融機関に臨店差押を断られるケースはあるため、差押通知書の電子送達については必要性を感じている。

## 各府省庁からの第 1 次回答

地方税における預貯金債権差押通知書の電子的送付については、法制度上の整理、システム上の実現方法や電子と紙が併存した場合の運用の整理等、様々な課題があり、これらを踏まえて検討する必要がある。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	241	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

地方税に係るマイナンバー情報連携において情報照会をする際に「照会先」の選択を不要とすること

### 【提案と類似の支障を有する制度等】

保育園・幼稚園の副食費減免判定(小牧市/こども家庭庁、文部科学省)、国民健康保険、後期高齢者医療制度(羽曳野市/厚生労働省)

## 提案団体

浜松市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

## 制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁、総務省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

地方税に係るマイナンバーを利用した情報連携について、情報照会をする際に「照会先」を選択する必要があるが、未入力の場合でも、照会したデータ項目の情報を保持している地方公共団体から回答を入手できるようにすること。

## 具体的な支障事例

例えば保育料算定や介護保険料の賦課、特別児童扶養手当等の業務において、税情報を照会する場面がある。該当する年の1月1日時点の住所地に情報照会をする必要があるが、住民基本台帳に記録されている住所は前住所までのため、多くの地方公共団体に何度も転出入を繰り返している場合、照会先の地方公共団体が不明であり、公用請求による調査に多大な時間と労力が必要となるとともに、賦課変更による追徴や還付の事務等が発生する場合(※)がある。

※当市では介護保険料の賦課業務に当たって、1月1日時点の住所地の特定に時間を要する場合は、仮で介護保険料の賦課を行っており、所得状況等が判明したのち、追徴や還付が発生している。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

照会先の地方公共団体を調査する手間が省けるため、職員の負担が大幅に軽減されるとともに、迅速な支給が可能となる。また、1月1日時点の住所地の調査に当たって、住民票の写しの公用請求を受ける側においても、回答に要する事務を削減することができる。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第 20 条

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、盛岡市、北上市、館林市、さいたま市、上尾市、戸田市、柏市、小牧市、鈴鹿市、高槻市、羽曳野市、高松市、大村市

○年間 50～100 件程度、再照会をしている。

○複数回にわたり転出入を繰り返している場合、各種業務において税情報を照会する際、公用請求による調査に多大な時間と労力を要する。

○住民税については、原則として住所地課税であるものの、実態としては住所地ではなく居所(居住地)が優先される場合があり、その場合は住民票情報のみでは把握できない。申請に基づく税情報の照会であれば、申請者本人への確認により対応可能だが、保険料の賦課のように住民からの申請を前提としない事務については、個別の確認が困難であることから、やむを得ず未申告者として取り扱わざるを得ない場合がある。この提案については、国民健康保険以外の医療保険者における取扱いを参考に、特定の機関において情報を集約して管理する仕組みを構築することも、一つの方法として考えられるものと認識している。

#### 【提案と類似の支障を有する制度等】

○保育園・幼稚園において、副食費減免対象者が否かの算定において、同様の事象が発生している。保護者側からの申し出により後日所得割額の照会ができ、遡って副食費免除対応を行ったり、副食費補足給付補助金の支払いを遅れて行う等、手間や遅れが発生している。

○国民健康保険、後期高齢者医療制度においても同様の支障がある。

#### 各府省庁からの第 1 次回答

情報提供ネットワークシステムを利用する際は、原則として、情報照会者が情報提供者を特定する必要があり、番号利用法施行令第 20 条第 1 項は、情報照会の際に、情報照会者は「情報提供者の名称」等を情報提供ネットワークシステムを使用して送信するものと規定している。

ただし、情報提供者の特定が困難なときは、カード省令(※)第 40 条第 3 項及び第 4 項に基づき、情報照会者は内閣総理大臣に通知先(情報照会の対象となっている個人について、情報提供用個人識別符号を取得している情報提供者の情報)の通知を求めるとされており、これにより、情報照会者は照会先の情報を得ることができる。

カード省令において、上記の情報提供者の特定が困難なための制度を設けているものの、ご提案にある 1 月 1 日時点の住所地については、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて住所の履歴を検索することで確認可能であると考えられることから、まずはこちらのご活用を検討いただきたい。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成 26 年総務省令第 85 号)

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	253	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

マイナンバーカードを投票所入場券として利用

## 提案団体

特別区長会

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省

## 求める措置の具体的内容

「投票所入場券」の郵送交付が事実上の規制となっている選挙事務において、短期間で投票所入場券を発行する事務が選挙管理委員会の負担となっている。マイナンバーカードの認証技術等を活用して入場券に代えることにより、マイナンバーカードの普及も含め、将来的には紙の投票所入場券の発行や送付に係る事務を廃止できるよう、規制緩和を要望する。

## 具体的な支障事例

投票所入場券の作成・印刷・発送業務に当区では、令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙において2月3日までに約142,000件の投票所入場券を発送するため、2人で50時間の残業が発生するなどの事務負担が発生した。また、突発的な選挙の際には事業者の取り合いが発生しており、適正な事務執行の確保に懸念が生じている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

区としての要望

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

投票時入場券に係る準備期間が短縮でき、コスト面においても効率的な選挙執行が可能となる。  
マイナンバーカードに紐づく基本4情報により、選挙人の投票区が自動的に判別されるようになることで、選挙人の利便性向上につながる。  
事業者の選定から郵便局への持ち込み、配送にかかる日数(持ち込み日の翌々日)が軽減される。  
保険証と同じように、希望される人のみ郵送となれば業務の軽減になる。また、本人確認の際にもマイナンバーカードの提示となれば簡略化される。  
マイナポータルを用いて、事前に投票所入場券の電子証明書を発行しておく機能及び通知機能を用いて投票所の開設日時、場所、投票の方法が通知されることで、紙の投票所入場券を不要とすることにより、選挙管理委員会の選挙準備事務における負担が軽減される。

## 根拠法令等

公職選挙法第42条第1項、公職選挙法施行令第31条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

小野市、佐世保市

- 将来に向けた提案と理解。入場券とマイナンバーカードを並立した場合、投票所の現場負担が逆に増える可能性が高く、その状況の長期化を懸念する。
- 「投票所入場券」の郵送交付が事実上の規制となっている選挙事務は、短期間で投票所入場券を発行するため負担。マイナンバーカードが入場券として利用できれば準備期間が短縮でき、コスト面においても効率的な選挙執行が期待できる。
- 入場券の作成、印刷、発送業務には、多大な時間と費用がかかる。令和8年の衆議院議員選挙では突発的な選挙のため、入場券の作成業務が特定の印刷会社に集中して納期が大幅に遅れ、選挙人に入場券の送致が遅延する事例が発生した。選挙人の利便性を図る対策が必要。

## 各府省庁からの第1次回答

投票所入場券の交付については、公職選挙法施行令第31条において、選挙期日の公示又は告示の日以後、できるだけ速やかに選挙人に投票所入場券を交付するよう努めなければならないと規定されている。投票所入場券は、投票時における選挙人の整理・確認等の迅速化のほか、その交付により、投票所の場所の周知等に効果があると考えられるものであるが、マイナポータルで周知することとした場合、日常的にマイナポータルの利用をされていない方へ十分な周知ができるか懸念がある。

その上で、提案のように、マイナンバーカードを投票所入場券として利用することとあわせて、希望する方には紙の投票所入場券を送付することとする場合には、予め、その対象者を整理したうえで交付する必要があり新たな事務負担が生じること、本人確認方法が併存することで二重投票の可能性が高まる懸念があるといった課題が考えられる。

また、共同提案団体の提案のように、マイナンバーカードの投票所入場券に一本化した場合、マイナンバーカードを所有していない選挙人等にどのように対応するかといった課題が考えられる。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	266	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金の申請等のオンライン化及び都道府県経由事務の廃止

## 提案団体

埼玉県、福島県、所沢市、千葉県、神奈川県、全国知事会

## 制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁

## 求める措置の具体的内容

(1)児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金のうち、事業主体が市町村とされているものについては、事業計画書、交付申請書及び実績報告書を都道府県に対してメールにより Excel で提出するのではなく、直接国に対して J グランツ等を活用したオンライン申請により行うこととし、都道府県による市町村の取りまとめ事務を廃止すること。

(2)オンライン化が難しい場合でも、Excel の誤記載、未記載が生じないよう様式を修正するとともに、例えば市町村の申請書等のファイル名に記載する番号は全国地方公共団体コードとするなど、都道府県の取りまとめが簡易になるよう取りまとめ方法を改善すること。

## 具体的な支障事例

児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金については、多くの市町村から申請があった場合、申請書及び歳入歳出予算書抄本については、ファイル数が 100 を超える。それらを取りまとめる際、交付申請書等の誤り(記入すべき欄が抜けている、算定基準による算定額が間違っている等)の確認、修正に多大な労力を割く必要がある。また、国から交付申請修正の連絡が多々あるが、期限が短い中、申請市町村に再提出を依頼しなくてはならず、煩雑な事務が生じる。

申請書等提出書類のファイル名は、都道府県は建制順であらかじめ番号が振られているところ、市町村は都道府県が申請の際に発番するよう指示されているため、市町村の提出を取りまとめる際毎回大量の申請書類のファイル名を修正する必要がある。

【市町村からの申請等の取りまとめに要している時間(概算)】

年間約 72 時間

(内訳)

事業計画書提出依頼(国様式のチェック、市町村向け修正含む): 2時間

事業計画書審査: 5時間

事業計画書取りまとめ: 5時間

申請書提出依頼(国様式のチェック、市町村向け修正含む): 2時間

申請書審査(庁内事業担当課との調整含む): 8時間

申請書取りまとめ: 8時間

提出後、申請書修正依頼への対応: 8時間

交付決定後、請求書提出依頼、取りまとめ: 8時間

実績報告書提出依頼(国様式のチェック、市町村向け修正含む): 2時間

実績報告書審査(庁内事業担当課との調整含む):8時間  
実績報告書取りまとめ:8時間  
提出後、実績報告書修正依頼への対応:8時間

#### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により、行政の負担軽減につながる。

#### 根拠法令等

児童虐待防止対策等総合支援事業費の国庫補助について(令和7年7月14日付けこ支虐第281号)(申請手続)7(1)、内閣府告示第92号(令和5年6月21日)

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、滋賀県、大阪市、兵庫県、高知県

○多くの市町村から申請があり、申請書及び歳入歳出予算書抄本については、ファイル数が100を超える。それらを取りまとめる際、交付申請書等の誤り(記入すべき欄が抜けている、算定基準による算定額が間違っている等)の確認、修正に多大な労力を割く必要がある。また、国から交付申請修正の連絡が多々あるが、期限が短い中、申請市町村に再提出を依頼しなくてはならず、煩雑な事務が生じる。申請書等提出書類のファイル名は、都道府県は建制順であらかじめ番号が振られているところ、市町村は都道府県が申請の際に発番するよう指示されているため、市町村の提出を取りまとめる際、毎回大量の申請書類のファイル名を修正する必要がある。

#### 各府省庁からの第1次回答

ご提案いただいた内容のうち、(1)については、児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金が統合補助金であり、同補助金に含まれる事業数の多さや事業ごとの補助率の違い、交付スキーム(直接補助・間接補助)の違い等に対応した申請方式である必要がある一方、Jグランツにおける申請・審査フローは必ずしもこうした複雑な申請方式に対応したものとなっておらず、児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金に係る申請をJグランツで行おうとすると、かえって申請手続きが煩雑になるおそれがあると考えている。

他方で、自治体における補助金申請の負担軽減は重要であると考えており、(2)でご提案いただいた申請様式の修正やファイル名の工夫なども含めて、都道府県における取りまとめの負担を軽減する方法を検討してまいりたい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	267	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

感染症予防事業費等国庫負担(補助)金の申請・交付等に係る都道府県経由事務の廃止等

## 提案団体

埼玉県、さいたま市、越谷市、坂戸市、美里町、三重県、全国知事会

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

- (1) 感染症予防事業費等国庫負担(補助)金の申請・交付等の手続については、JGrants を活用するなど電子申請システムによるものとし、市町村と都道府県、都道府県と国との間での申請・交付等に係る事務負担が軽減されるよう仕組みを変更すること。
- (2) 都道府県が間接補助事業者とならない直接補助事業については、都道府県を経由することなく、補助を受ける事業者から直接、感染症予防事業費等国庫負担(補助)金の受付を行うこと。

## 具体的な支障事例

- (1) 感染症予防事業費等国庫負担(補助)金においては、実施計画・内示通知、交付申請・交付決定、実績報告・交付額確定の全ての手続を都道府県が担うことになっている。なお、当該負担(補助)金の申請等の様式は電子データ(ワード・エクセル)であり、国へメールで提出する必要があるため、取りまとめに負担が生じている。
  - (2) 国から市町村への直接の補助金についても、都道府県が取りまとめて作業を行うことになっており、大きな負担となっている。
- (2)における作業時間については概ね次のとおり(計 126.5 時間・約 16 日間)
- ・市町村への通知等の作成・送付対応(事業計画募集、内示通知、交付申請の提出依頼、交付決定通知、実績報告の提出依頼、交付額確定通知):18 時間(通知1種類ごとに3時間程度)
  - ・市町村からの問合せ対応:3.5 時間(10 分/件 \* 20 件)
  - ・厚生労働省とのやり取り:年間6時間程度
  - ・応募内容の整理(事業計画・交付申請・実績報告):93 時間(事業計画 31 時間、交付申請 31 時間、実績報告 31 時間)
  - ・交付事務のとりまとめ:約6時間

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案の実現により、行政の負担軽減及び事務の効率化につながる。

## 根拠法令等

感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱7(1)ア・イ、11、12(1)ア・イ、13

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

群馬県、山梨県、滋賀県、岡山県

○当所属では令和7年度は予防接種のマイナンバー連携にかかる補助金を所管したが、国から市町村への直接の補助金について、都道府県が取りまとめて作業を行う際に、市町村の申請漏れの確認や提出された申請書の金額の確認などを行う必要があり、また担当者だけでなく、決裁ルートの職員がそれぞれ目を通すこととなるため、多くの時間と労力が必要となる。

## 各府省庁からの第1次回答

(1)感染症予防事業費等国庫負担(補助)金については、1つの交付要綱で、約30事業の自治体向け補助事業を交付の対象とするなど多岐にわたることから、国及び自治体双方の交付申請等に係る事務処理の簡素化・効率化の観点から、国と自治体においてそれぞれとりまとめ担当課を設定し、全事業分をとりまとめた上で交付決定等の予算の執行業務を一本化しているところである。

ご提案を踏まえ JGrants の活用を検討したが、現状、JGrants には複数の補助事業に係る交付申請等を一括してとりまとめる機能が実装されておらず、仮に JGrants を活用することとした場合、現在のように全ての事業をとりまとめて事務処理を行うことが不可能となる。その結果、同負担(補助)金の交付申請や交付決定手続きのみならず、補助事業終了後の事業実績報告や交付額の確定、交付額の確定に伴う負担(補助)金の返還など、交付要綱に基づく全ての手続き及びそれに付随する会計法令上の各種手続きを自治体の事業所管担当課及び国の事業所管担当課の間で処理する必要があり、国及び自治体双方にとって過大な事務負担が生じるのみならず、事務手続きの複雑化・煩雑化にもつながることから、現状の手続きを維持することとしたい。

なお、自治体の執行事務における事務負担を軽減できるよう、今後 JGrants の機能拡充等について検討するとともに、JGrants を始めとした電子申請システムの機能拡充等を踏まえながら、同負担(補助)金についても、引き続き電子申請システムの活用を検討したい。

(2)関係法令の規定に基づき、各都道府県知事の同意の下、都道府県に本補助金の審査・とりまとめを行っていただいているところ。これは、国・市町村間のやり取りを減らし、交付事務の円滑化を図るためであり、都道府県が行う審査・とりまとめは、申請内容の適正化や地域事情の反映という点で、重要な役割を果たしている。こうした都道府県の関与がなくなれば、国と市区町村との間で個別照会・補正が増え、市町村の事務負担の増加や交付決定までに時間を要し、事業の遂行が困難になることが予想されるため、仮に、都道府県の関与を無くするのであれば、相応の体制を構築するなどの対応をした後でなければならない。

一方で、国としては、都道府県に負担が生じているとの指摘を重く受け止め、確認項目の整理、QAの作成など、負担軽減策を検討したい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	288	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム(ELGA)の機能向上

提案団体

東京都、新潟県、全国知事会

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、財務省

求める措置の具体的内容

会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム(ELGA)について、以下の改善を提案する。

- ①OCRの読み取り精度の向上
- ②債主内訳がある決議書のOCR読み取りが可能となる機能の追加
- ③OCRで読み取った情報(決議書の調査に必要な項目)について、各書類との整合性を自動的に判断する機能の追加
- ④J グランツ等と連携し、各種書類のスキャンやアップロードの作業を軽減

具体的な支障事例

【支障事例】

本システムは、官庁会計の事務処理における決裁業務や、会計検査院への計算証明書類の提出業務、及び計算証明書類の行政文書管理業務をシステム化し、事務負担の軽減、業務の効率化を目的としている。しかしながら、本システムでは各決議書の調査を行うにあたって、画面での目視確認を前提としているため、現状では紙で行う方が事務負担が少ない。特に債主内訳があり、債権者が複数となる決議書は、OCR読み取りができず、添付文書をすべてダウンロードして、かつ目視で確認しなければならないため、大きく支障が生じる。また、OCRの読み取りにおいては、誤字脱字やエラーが多く、正確性が担保できないため、添付文書を画面上で目視確認する必要があり、事務負担が大きい。加えて、起案毎に各書類をアップロードすることや、紙ベースの書類の場合はスキャンをしたうえでのアップロードとなることも踏まえると本システムの活用に踏み切れない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【効果】

OCRの読取精度が向上し、かつ書類チェックの整合性を自動的に判断する機能が追加されることで、支出決定のための調査時間が大幅に短縮される。また、J グランツ等外部システムと連携が進むと各種書類のアップロードやスキャンの業務を減らすことができ、書式が統一されることも期待できる。書式の統一化はOCR読取などの精度向上にも寄与すると考える。こうしたことが実現されることで本システムの活用への障壁がなくなり、本システムの目的である決裁業務や会計検査院への書類提出のシステム化による事務負担の軽減や業務の効率化

につながる。これによりペーパーレスやはんこレスがより一層進みテレワークなど働き方が多様化される。

#### 根拠法令等

会計法第 48 条、国の債権の管理等に関する法律第 5 条、会計検査院法第 24 条、計算証明規則第 87 条、94 条

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、宮崎県

—

#### 各府省庁からの第 1 次回答

会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム(ELGA)については、これまで利用状況の分析及び利用官署へのヒアリングを実施し、機能の実効性や業務への寄与度について検証を行ってきたところである。その結果、提案にある OCR 機能については、利用率が著しく低調であり、業務において活用されていない実態が確認された。また、利用官署からも、当該機能の廃止による影響は限定的であるとの意見が大宗を占めた。

加えて、契約書や請求書等の様式が府省庁及び出先機関ごとに統一されておらず、多様な様式が混在していることから、個別の機能改善のみで抜本的な性能向上を図ることは困難である。さらに、使用ソフトウェアにおいては継続的なアップデートはあるものの、その多くは不具合修正等にとどまり、OCR 精度の向上に直結する改善は限定的であり、課題解決に資する性能向上の見通しも明確ではない。加えて、当該機能には年間数億円規模の維持費を要し、今後のシステム環境移行においても同程度の費用が見込まれていることから、費用対効果の観点で合理的な運用は困難である。

これらを踏まえ、当該機能については全体最適及び財源の有効活用の観点から、既に廃止する方針を決定し周知しているところであり、提案の対応は現時点では困難である。

他方、デジタル化の推進や業務効率化の観点から、書類情報のデータ化や外部システムとの連携の重要性については一定の認識を有しているところである。今後については、業務プロセス全体の見直しや様式の標準化の動向、技術動向等を踏まえながら、これらの課題への対応の在り方について整理していく必要があるものと考えている。また、外部システムとの連携やデータ取得の手法を含めた業務改善の可能性については、利用者のニーズや費用対効果等を総合的に勘案しつつ、必要に応じて検討していくこととしたい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	294	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

国税徴収法に基づく債権差押通知書の送達を電子データで行うことも可能とすること

## 提案団体

千葉県、福島県、埼玉県

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省

## 求める措置の具体的内容

国税徴収法における債権の差押えについて、書面の送達ではなく電子データの送達によっても行うことができるよう、必要な法改正等を講じること。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

国税徴収法における債権の差押えについては、「第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う。」と規定されている。

### 【支障事例・制度改正の必要性】

税の滞納者の預金債権を差押える際には債権差押通知書を郵送しているが、書面の作成に係る印刷や封入作業、また、切手や用紙代と、多くの時間や費用を要している。

事務の効率化に向け手続きの電子化を検討しているが、現状の規定では書面による送付事務が必要なため電子化は一部分にとどまり、十分に事務効率化を図ることができない。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

債権差押通知書を受領する県内の金融機関からも、紙と電子の併存はかえって負担になるといった声が寄せられている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

債権の差押えに係る時間や費用の削減が可能となり、全国の地方公共団体における滞納整理の効率化につながる。

また、通知を受領する金融機関においても、事務の効率化が見込まれる。

## 根拠法令等

国税徴収法第62条、地方税法第68条第6項等

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、花巻市、宇都宮市、大田原市、日野市、横浜市、相模原市、厚木市、新潟県、静岡県、焼津市、名古屋市、名張市、大阪市、堺市、兵庫県、斑鳩町、島根県、広島市、田布施町、徳島県、諫早市、特別区長会

○当県では税務事務のDX化を推進しており、差押等滞納処分に係る調書や通知書等も税務システムによる電子帳票として作成し、保存する対応に移行する方針であるため、現行制度による債権差押通知書の書面による送達DX化推進の停滞要因の一つとなる。

また、県内の一部金融機関でも預貯金電子調査システムに連動した電子差押えを開始しておりオンラインによる電子的な差押手続きが制度化されれば更なる税務事務の効率化が図られる。

○債権差押は書面の送達により行うこととなっているため、通知書を郵送することが多く、封入作業や郵送料に時間や費用がかかっている。オンライン化により業務の効率化を図りたい。

○差押通知書の電子送達サービスを提供する事業者は存在するものの、現行制度では書面送達を省略できず、事務コストの削減等の電子化によるメリットが乏しいため、当市域では自治体・金融機関双方でサービスの導入が進んでいない。

○窓口混雑時等、金融機関に臨店差押を断られるケースはあるため、差押通知書の電子送達については必要性を感じている。

#### 各府省庁からの第1次回答

地方税における預貯金債権差押通知書の電子的送付については、法制度上の整理、システム上の実現方法や電子と紙が併存した場合の運用の整理等、様々な課題があり、これらを踏まえて検討する必要がある。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	300	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

建設リサイクル法の解体工事業者登録に係る都道府県の審査に必要な建設業許可及び在留資格等の情報の閲覧を可能とする環境整備

## 提案団体

千葉県、埼玉県、三重県

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、法務省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

建設リサイクル法の解体工事業者登録の審査において、技術管理者の過去8年以上の実務経験が適法であることを自治体が確認できるシステムを求める。

- ①技術管理者の実務経験の期間に、使用者(雇用主)が必要な建設業許可を有していたこと。(建設業者・宅建業者等企業情報検索システム改修等)
- ②外国人の場合は、当該期間に在留資格・就労資格を有していたこと。(現在デジタル庁が整備している行政機関間連携基盤「公共サービスメッシュ」において、出入国在留管理分野での情報連携強化に合わせて、円滑に処理できる環境整備)

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

建設リサイクル法における解体工事業者の登録にかかる審査に必要な情報の取得について、

- ①建設業許可に関しては、最新の許可情報を一元的に管理するシステム(建設業者・宅建業者等企業情報検索システム)が存在し、誰でも閲覧可能だが、当該システム上では過去の許可情報までは確認することができない。過去の情報が必要な場合は、許可都道府県に個別に確認する必要がある。
- ②在留資格・就労資格に関しては、都道府県が出入国在留管理庁から特定の個人の資格情報を取得することは認められていない。外国人が実務経験の証明により技術管理者となる場合、本人が出入国在留管理庁へ開示請求を行い、証明する期間(8年間)の資格証明書類を取得する必要がある。

### 【支障事例・制度改正の必要性】

- ①建設業許可に関する過去の情報については、個別に許可都道府県に確認する手間と、1件につき1日程度の時間がかかる。
- ②在留資格・就労資格に関する情報については、本人が開示請求を行う負担がかかり、手続きに日数を要する。その負担から、本人が開示請求の求めに応じないことも多く、一時預かりした申請書類が長期間保留状態となっていることが常態化している。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

解体工事業者の登録にかかる審査の効率化、時間短縮及び申請者の負担軽減に繋がる。

## 根拠法令等

建設リサイクル法第 22 条第 2 項  
解体工事業登録等省令第 4 条第 1 項第 2 号、同第 4 項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、徳島県

○過去の許可情報がシステムで確認できないため、当県においても、他都道府県への照会及び他都道府県からの照会への対応の双方に手間と時間を要しており、申請内容の確認に時間を要するケースがあるなど、登録事務の迅速な処理に支障が生じている。

## 各府省庁からの第 1 次回答

### 【国土交通省】

解体工事業者の登録申請において、技術管理者が建設リサイクル法第 31 条の基準に適合する者であることを証する書面については、解体工事業に係る登録等に関する省令第 4 条第 4 項において、「実務の経験を証する別記様式第 3 号による使用者の証明書その他当該事項を証するに足りる書面」とされており、「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」を利用した確認に加え、解体工事業を含む建設業許可申請における取扱い等を参考に、都道府県の判断により、実務経験の確認に必要な書類の提出を求めることは可能であると考えている。また、ご提案内容については、制度運用の実務上の課題として、都道府県との会議等において問題意識や対応事例の把握・共有に努めてまいり。

なお、「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」は、発注者の保護を目的として、発注者が、建設業者との取引に際し、相手方が必要な許可を有している事業者であるか否か等を事前に確認することができるよう構築したものであり、現時点において有効な建設業許可を有している建設業者の情報を公開しているものであり、このような利用目的をふまえると、当該システムについて、過去の許可情報を一元的に管理することは実務上困難であると考えている。

外国人の在留カードの交付に関する情報等は、令和 9 年 3 月から公共サービスメッシュを通じた情報連携により取得することが可能となる見込みである。建設リサイクル法に関する事務に関し、出入国在留管理庁が所有する情報を「公共サービスメッシュ」を通じて取得するためには、番号利用法令の改正により当該事務を個人番号利用事務とすること等及び関係システムの整備等を完了させることが必要となる。

・各都道府県事務における建設リサイクル法関連の個別システムの整備状況

・個人番号による情報管理を導入することによるシステム改修の費用対効果

等を勘案した上で、

・個人番号を利用することによって現行の運用よりも当該事務の処理を合理化することが可能であるかどうか

・個人情報保護の観点から各事務を行う者、及び当該事務の内容が個人番号を利用するものとして適切かどうか

について番号利用法令を所管するデジタル庁と協議する必要がある。そのためまずは、こうした観点から具体的な状況について、都道府県の状況を確認してまいり。

### 【出入国在留管理庁】

当庁が所有する情報を「公共サービスメッシュ」を通じて取得したい場合は、番号利用法令上、特定個人番号利用事務となる法令（建設リサイクル法）を所掌する省庁と調整いただく必要があるため、本件については国土交通省との調整をいただく必要がある。

なお、本人から保有個人情報の開示請求が行われた場合、法令に基づき適切に対処することとなる。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	301	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

窓口 DXSaaS と関連システムの連携要件の明確化

## 提案団体

指定都市市長会、三重県

## 制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書に定める機能別連携仕様(住民基本台帳、印鑑登録、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、収納管理(税務システム)、滞納管理(税務システム、地方税(共通)、学齢簿編成等、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、児童手当)に、デジタル庁が認証した自治体窓口 DXSaaS とのデータ連携に関する要件(連携対象とするデータ項目、連携方式、インタフェース条件等)を明記すること。

## 具体的な支障事例

国が推進する自治体フロントヤード改革の展開に向け、自治体窓口 DXSaaS(以下「DXSaaS」という)の導入・検討は加速している。しかし、現在の地方公共団体情報システムの標準化では、自治体窓口 DXSaaS は「独自施策システム等」に区分され、データ連携に関する要件が個別に定義されておらず、自治体の実務において支障が生じている。

具体的には、業務システムベンダーに対してデータ連携対応を依頼しても、既存の機能別連携仕様以外は実装対象外とする取扱いや、標準化対応を優先するため外部連携に係る改修対応が困難である旨の回答がなされる事例がある。その結果、DXSaaS を活用するのに必要なデータ連携の可否や対応範囲が不透明となり、調整に多大な時間と労力を要している。

また、既存の機能別連携仕様にて提供されるデータ項目では DXSaaS を活用するのに必要なデータが不足しており、各自治体は、高額な基本データリストに基づくデータ連携や、ランニングコストがかかる個別改修を実施するか、システム連携を断念してアナログな運用を残さざるを得ない状況にある。また、一部のシステムベンダーはこの基本データリストの出力に対応できないと回答したり、「日常的なデータ連携を想定していないため差分出力には追加改修が必要」として追加費用を求めるケースもある。

これらの状況により、自治体ごとに調整・費用負担が発生し、国が推進する窓口 DX の円滑な展開が阻害されている。自治体フロントヤード改革を推進する国の方針と、システム標準化における規定・運用実態の間に乖離が生じていることが、DX 推進の大きな障害となっている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

機能別連携仕様書においてデータ連携要件が明確化されることで、業務システムベンダーによる標準機能としてのインターフェース実装が担保され、窓口 DXSaaS との円滑なシステム連携が可能となる。これにより、自治体ごとの個別改修に伴う高額な費用負担やベンダー調整のコストが大幅に抑制されるとともに、窓口にアナログな工程が残る恐れが解消される。国の施策とシステム標準化の運用の整合性が確保され、全国の自治体において「自治体フロントヤード改革」をはじめとする窓口 DX 施策がさらに迅速・効率的に実行される効果が期待される。

## 根拠法令等

データ要件・連携要件の標準仕様

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北見市、花巻市、北上市、郡山市、柏市、市原市、厚木市、八尾市、宍粟市、安来市、春日市、都城市、鹿児島市

- 提案団体と同じく独自施策システムへのデータ連携に関する調整に多大な時間を要した。
- 当市においても、証明書交付申請窓口の一部先行導入した窓口 DXSaaS について、既存の業務システムベンダーとデータ連携のタイミング等を協議したが、標準準拠システム側に負荷がかかることや、連携仕様書に明記されていないこと等を理由に対応が困難（リアルタイム連携不可など）とされた事例がある。今後、地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書に自治体窓口 DXSaaS とのデータ連携に関する要件（連携対象とするデータ項目、連携方式、インターフェース条件等）が明記され、基幹系業務システム側での改修等の対応がなされることにより、連携がスムーズになることを期待する。
- 令和6年度から窓口 DX の取組として「書かない窓口」や RPA を活用した基幹システムへのデータ入力を推進してきましたが、システム標準化に伴い連携レイアウトが機能別連携機能となってしまったため、これまで参照できていた情報が参照できない、RPA を活用したデータ入力に必要な項目が不足して RPA が動作しないといった支障が生じている。窓口 DX（フロントヤード・バックヤード改革）についても、是非、機能別連携仕様で対応していただきたい。
- 当市においても窓口 DXSaaS を導入しており、標準準拠システムとの連携拡充を検討している。窓口 DXSaaS 側での利用を期待する情報について、機能別連携仕様に含まれておらず、基本データリストでの連携とする場合、手動での運用が発生する等の問題から、検討が難航するといった支障が生じている。これまで窓口 DXSaaS と自動連携していた項目が、業務システムの標準化後、連携項目対象外となり、致し方なく手書き対応をせざるを得ない状況が発生している。
- 当市でも令和8年度中に窓口 DXSaaS の導入をめざしているが、データの連携項目に不透明な部分があり、事業者によって対応できるできないが発生することが想定されるため。
- 当市においても昨年度窓口 DXSaaS を導入したが、データ連携に関する要件において当該 SaaS 向けの仕様が個別に定義されていないことから、ベンダーとの個別調整に多大な時間と労力を要した。
- 当市が導入している窓口 DXSaaS においても、現行住記システムとの円滑な連携が前提となっている。標準化システムにおいて、必要なデータ連携ができなくなると、大幅な市民サービスの低下に繋がりがかねない。

## 各府省庁からの第1次回答

ご提案については、自治体窓口 DXSaaS の普及展開が図られるよう、自治体窓口 DXSaaS 及び標準準拠システムを提供する事業者のリソースを踏まえつつ、連携対象となるデータ項目、連携方式等の課題について検討しているところ。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁（内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案）

管理番号	304	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項（事項名）

本籍地が管外である場合のマイナンバーカードの交付事務における法定代理人の代理権確認に係る運用の見直し

## 提案団体

由布市

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、法務省

## 求める措置の具体的内容

マイナンバーカードの交付事務における法定代理人（親権者等）の代理権確認において、本籍地が管外である場合も、戸籍関係情報をマイナンバー情報連携により取得することを可能とすることを要望する。

## 具体的な支障事例

マイナンバーカードの交付事務における法定代理人（親権者等）の代理権確認において、法定代理人（親権者等）の本籍地が管外の場合は、法定代理人に戸籍謄本等の親権を証明するものの提出を求めているため、住民に謄本を取得させる手間と手数料が発生し、デジタル化による「添付書類不要」の理念に逆行している。親（法定代理人）及び子（申請者）それぞれのマイナンバーを提出することで、マイナンバー情報連携で親子関係の確認が可能であるため、戸籍謄本等の発行、提出に係る負担が軽減される。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイナンバー情報連携により、本籍地が管外である場合にもシステム上で照会・確認を行えるようになれば、住民の時間、労力、費用負担が解消され、市民サービスが向上する。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、さいたま市、銚子市、厚木市、新潟市、半田市、小牧市、豊中市、姫路市、安来市、高松市、新居浜市、熊本市、都城市

○親(法定代理人)及び子(申請者)双方のマイナンバーを活用することで、情報連携による親子関係の確認が可能となれば、戸籍謄本等の取得及び提出負担軽減に加え利便性向上にも資するものと考えられるため制度及び運用の見直しを検討いただきたい。

#### 各府省庁からの第1次回答

マイナンバーカードの交付事務においては、厳格な本人確認の観点から、原則として交付申請者本人の出頭を求めているところ、交付申請者が15歳未満である等の場合においては、その法定代理人に対して出頭を求めており、その際、法定代理人としての資格を証明する書類として戸籍謄本等の提出を求めているところです。なお、15歳未満の者が交付申請者である場合で、交付申請者と法定代理人とが同一世帯かつ親子の関係にあることが住民票により確認でき、法定代理人が交付申請者の法定代理人である旨を口頭等で確認できるときは、市町村の判断により戸籍謄本等の提出を省略することが可能となっております。

ご提案のマイナンバー情報連携による戸籍情報の確認については、そのシステムの構築及び改修の規模や情報連携による情報の確認に要する時間や事務負担等の窓口における実際の運用方法も考慮しつつ、そのニーズや実務上の課題について調査の上、その必要性も含めて検討してまいります。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	312	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

地方税務における相続人調査のための戸籍情報連携の拡充

## 提案団体

指定都市市長会

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、法務省

## 求める措置の具体的内容

情報提供ネットワークシステムの地方税に関する事務において、戸籍関係情報を照会可能な事務手続に相続人調査に係る事務手続を追加するとともに、戸籍の公用請求に必要な項目を照会可能としていただきたい。

## 具体的な支障事例

現行、地方団体において賦課徴収を行ううえで、納税者の死亡に伴う納税義務の承継や、不動産の現所有者の把握など相続人調査事務において、戸籍等の公用請求が大きな事務負担となっている。  
現行の情報提供ネットワークシステムの地方税に関する事務では、個人住民税の人的控除の適用に限り、戸籍関係情報を照会することはできるが、相続人調査等の事務では照会することができない。相続人の調査に当たっては、まずは住民票の写しを取得し、本籍地を把握したあとに、本籍地に対して戸籍を請求する事務が生じており、二度手間となっている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

情報提供ネットワークシステムにおいて、本籍地情報を閲覧できるようにすることで、本籍地を把握する手間が削減され、事務の効率化に繋がる。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第24項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

えりも町、花巻市、北上市、ひたちなか市、寒川町、新潟県、富士市、豊橋市、小牧市、名張市、城陽市、豊中市、寝屋川市、兵庫県、姫路市、斑鳩町、久留米市、佐世保市、鹿児島市、伊佐市、特別区長会

○照会可能となることにより、事務の効率化が図られると考えられる。近年は特に、被相続人の1親等(配偶者、子、兄弟)の不在や相続放棄等が多くなってきており、相続人調査事務において、戸籍等の公用請求が大きな事務負担となっている。

○当市においても、相続人の調査に当たっては、住民票の写しの取得や本籍地に対する戸籍の請求等が大きな事務負担となっているため、左記の提案のように、本籍地情報を閲覧できるようにすることで、本籍地を把握する手間が削減され、事務の効率化に繋がると考える。

#### 各府省庁からの第1次回答

**【総務省】**

地方税における戸籍関係情報の情報連携については、戸籍法を所管する法務省とも連携しつつ、対応の検討を行ってまいりたい。

**【法務省】**

法務省としては、戸籍法を所管する立場から検討に協力してまいりたい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	313	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加すること等

## 提案団体

指定都市市長会

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、法務省、財務省

## 求める措置の具体的内容

不動産登記事務をマイナンバー利用事務とし、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加していただきたい。

また、現行、通知事項とされている会社法人等番号(12桁)に加え、当該番号を国において、法人番号(13桁)へ変換のうえ、法人番号(13桁)の形で通知を行うこと、もしくは登記手続の際に登記名義人から法人番号の提出を求め、通知事項に加え通知を行うこと、又は国の責任において、会社法人等番号(12桁)から法人番号(13桁)への全国共通の変換仕様やツールを整備・提供することを要望する。

## 具体的な支障事例

市町村においては、固定資産税の課税事務に当たり、地方税法に基づき、原則として登記所から通知される登記事項に基づいて固定資産課税台帳に所有者等を登録している。

しかしながら、現行制度においては、登記事務にマイナンバーを利用することが認められていないため、登記所は登記名義人のマイナンバーを取得しておらず、市町村に通知される登記事項には住所、氏名(検索用情報管理ファイルに新たに記録した場合は出生の年月日)が記載されている。このため、市町村においては、登記名義人と住民基本台帳等との突合による個人の特定作業が不可欠となっており、同姓同名や転居等により、個人を特定するために多大な事務負担と特定誤りのリスクが生じている。

この問題は固定資産税の課税事務にとどまらず、税や国民健康保険税(料)等に係る滞納整理事務にも及んでいる。現行では、特定の者が名義人となっている不動産の一覧を証明書として交付する制度(所有不動産記録証明制度)が創設されているものの、当該制度を利用する前提として納税者本人を正確に特定する必要があるため、そもそも個人特定に時間を要し、制度を十分に活用できていない状況にある。

さらに、所有者不明土地の発生防止を目的として、相続登記や住所変更の義務化等が法定されたところであるが、空き家対策、低未利用地の活用、所有者不明土地対策等に取り組む市町村担当部局においても、依然として登記情報のみから所有者等を特定する事務負担は解消されておらず、施策推進の支障となっている。

法人番号については、登記情報と課税情報等との突合に相当の事務を要しているほか、合併、分割、解散等の法人異動を正確に把握できないことに起因する課税誤りや事務遅延が生じる事例も見受けられる。

この点について、令和8年4月1日から、登記所から市町村長への通知事項として会社等法人番号(12桁)が追加されたが、市町村の課税部門においては、法人番号(13桁)を基幹識別子として使用している。

このため、会社法人等番号(12桁)のみの通知では、法人番号(13桁)への変換のために、全国1,700を超える地方団体で別途、変換ツールの実装や変換作業などの事務負担が生じるなど、極めて非効率であるだけでなく、誤突合のリスクが生じるおそれがある。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

登記所からの通知にマイナンバー及び法人番号が付されることにより、固定資産税賦課業務をはじめとする市町村の不動産行政全般において、登記名義人の特定に係る事務負担の軽減が図られるとともに、権利者特定の適正化が進むこととなる。その結果、適正かつ公平な賦課徴収の実現に資するほか、所有者不明土地や空き家、低未利用地対策など、人口減少社会において市町村が直面する各種行政課題の解決に大きく寄与することが期待される。

## 根拠法令等

地方税法第 382 条第 1 項から第 3 項、地方税法施行規則第 15 条の 5 の 3、第 15 条の 5 の 4、第 15 条の 5 の 5、国税徴収法、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、空家等対策の推進に関する特別措置法

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、北上市、ひたちなか市、寒川町、富士市、豊橋市、城陽市、豊中市、姫路市、鹿児島市

○当市においても、登記名義人と住民基本台帳等との突合による個人の特定作業が不可欠となっており、同姓同名や転居等により、個人を特定するために大きな事務負担と特定誤りのリスクが生じている。登記所からの通知にマイナンバー及び法人番号が付されることにより、固定資産税賦課業務において、登記名義人の特定に係る事務負担の軽減に繋がると考える。

○転居や死亡に伴い登記名義人の住所（マンション名やアパート名）や相続人の調査に多大な時間を要しているため、不動産登記事務にマイナンバーを必須とした場合、調査に係る時間を軽減することができる。また、法人番号を確認する手間がなくなることで調査に係る時間を軽減することができる。

## 各府省庁からの第 1 次回答

### 【総務省】

固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けに関しては、住所や死亡情報など最新の本人確認情報を容易に把握することで、固定資産税の適正な課税に資することから、地方団体において積極的に進められているところであるが、例えば住所地が課税団体と異なる納税義務者などについては、住民基本台帳ネットワークによるマイナンバーの検索作業を要することとなるため、地方団体において大きな事務負担となっていると認識している。今回ご提案の不動産登記事務がマイナンバー利用事務に追加されることとなれば、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加することにより、住民基本台帳ネットワークシステムによる検索作業を要することなく固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けを効率的に行うことができ、市町村の事務負担は大きく軽減されることとなる。

このため、不動産登記事務がマイナンバー利用事務となるよう関係省庁と連携していくとともに、不動産登記事務においてマイナンバーが保有されることになれば、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加した上、税務標準システムにおいて取り込むことができるよう標準仕様書の見直しを検討する。

### 【法務省】

不動産登記事務においては、現状では、マイナンバーを事務に用いる必要性に乏しいことから、利用していない。

本提案は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条の規定による登記所から市町村への通知の通知事項にマイナンバーを追加するために不動産登記事務をマイナンバー利用事務にすることを求めるものであるから、まずは、当該通知事項にマイナンバーを追加することが地方税の課税の観点から必要であるかについて、地方税制度の観点から検討されるべきと考えている。

また、本年 4 月 1 日から、地方税法第 382 条の規定による登記所から市町村への通知の通知事項に会社法人等番号が追加された。通知事項に法人番号を加えること及び会社法人等番号から法人番号への変換ツールを設けることの可否についても、その必要性の有無を含め、地方税制度の観点から検討されるべきものと考えて

いる。

法務省としては、地方税の課税の観点から提案事項を実現する必要があるとの整理がされた上で、通知の具体的な方法やシステム構築の具体的構想が具現化した場合には、不動産登記制度においてマイナンバーを取り扱う方法について、費用対効果も踏まえた上で、必要な検討をすることになるものと考えている。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	330	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

土地課税台帳又は家屋課税台帳の記載・訂正に係るマイナンバーによる情報連携

## 提案団体

指定都市市長会、広島市

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、法務省

## 求める措置の具体的内容

今後、国において登記とマイナンバーの紐付けを行う場合には、市町村が登記所からの通知に基づき、土地又は家屋についての異動を土地課税台帳又は家屋課税台帳(以下「課税台帳」という。)に記載・訂正するに当たり、所要の法令改正と地方公共団体向けの「税務システム標準仕様書」の改版により、登記所からの通知項目にマイナンバーを加え、所有者のマイナンバーを含んだ情報により税務システムへのデータ取込、課税台帳への自動反映ができるよう見直しを求める。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

市町村は、地方税法第 382 条第3項の規定により、登記所から土地又は建物の表示及び権利に関する登記に係る通知を受けた場合には、遅滞なく、当該土地又は家屋についての異動を課税台帳に記載をし、又はこれに記載をされた事項を訂正することが義務付けられている。

登記とマイナンバーの紐付けについては、「マイナンバーの利活用拡大に向けたロードマップ(令和4年 12 月 22 日経済財政諮問会議決定)」(フォローアップ 2023 年度版)において、2026 年から検討することとされている。

### 【支障事例】

当市においては、登記所から、令和6年度実績で約 63,000 件の登記に係る通知があり、その内容に応じて RPA など活用しながら課税台帳の記載・訂正の作業を行っているが、同姓同名の者が複数いる場合や通知に記載の氏名と当市の市税システムに登録している氏名の字体が異なる場合など(約 2,000 件)は、課税台帳に登録する所有者を手作業で特定せざるを得ず、作業に時間を要し負担となっている。加えて、登録する所有者の住所が市外の場合(令和6年度実績で約 9,500 件)は、課税台帳にマイナンバーを記載するに当たり、別途、住民基本台帳ネットワークシステムで所有者のマイナンバーを調べた上で、課税台帳に登録する必要があり、登録する所有者の住所が市内の場合と比較して追加の負担が生じている。

### 【支障の解決策】

このため、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に当たり、「税務システム標準仕様書」で実装必須とされている登記所からの通知データの取込機能において、一意に付番されるマイナンバーにより情報連携を行うことで、前述のような市町村の事務負担を解消できると考える。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

所有者のマイナンバーを含んだ情報により税務システムへのデータ取込・課税台帳への自動反映ができるようにすることで、手作業で所有者の特定やマイナンバーを記載する必要がなくなり事務負担の軽減につながる。また、課税台帳の記載・訂正時の誤登録による同姓同名の別人への課税誤りなども防ぐことができ、適正な課税につながる。

## 根拠法令等

地方税法第 382 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第 19 条、別表、税務システム標準仕様書

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、北上市、高崎市、寒川町、富士市、豊橋市、城陽市、豊中市、斑鳩町、鹿児島市

○転居や死亡に伴い登記名義人の住所（マンション名やアパート名）や相続人の調査に多大な時間を要しているため、不動産登記事務にマイナンバーを必須とした場合、調査に係る時間を軽減することができる。  
○提案内容の実現により、税通の内容が自動的にシステムに反映されるようになるのであれば、事務負担の大きな軽減になると考えられる。

## 各府省庁からの第 1 次回答

### 【総務省】

固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けに関しては、住所や死亡情報など最新の本人確認情報を容易に把握することで、固定資産税の適正な課税に資することから、地方団体において積極的に進められているところであるが、例えば住所地が課税団体と異なる納税義務者などについては、住民基本台帳ネットワークによるマイナンバーの検索作業を要することとなるため、地方団体において大きな事務負担となっていると認識している。今回ご提案の不動産登記事務がマイナンバー利用事務に追加されることとなれば、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加することにより、住民基本台帳ネットワークシステムによる検索作業を要することなく固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けを効率的に行うことができ、市町村の事務負担は大きく軽減されることとなる。

このため、不動産登記事務がマイナンバー利用事務となるよう関係省庁と連携していくとともに、不動産登記事務においてマイナンバーが保有されることになれば、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加した上、税務標準システムにおいて取り込むことができるよう標準仕様書の見直しを検討する。

### 【法務省】

不動産登記事務においては、現状では、マイナンバーを事務に用いる必要性に乏しいことから、利用していない。

本提案は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条の規定による登記所から市町村への通知の通知事項にマイナンバーを追加することを求めるものであるから、まずは、当該通知事項にマイナンバーを追加することが地方税の課税の観点から必要であるかについて、地方税制度の観点から検討されるべきと考えている。法務省としては、地方税の課税の観点から提案事項を実現する必要性があるとの整理がされた上で、通知の具体的な方法やシステム構築の具体的な構想が具現化した場合には、不動産登記制度においてマイナンバーを取り扱う方法について、費用対効果も踏まえた上で、必要な検討をすることになるものと考えている。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	350	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

ぴったりサービスでの行政手続上で政府共通決済基盤を用いたキャッシュレス納付を行う際の指定可能な歳入口座の増設等

## 提案団体

都城市

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省

## 求める措置の具体的内容

ぴったりサービスの行政手続により政府共通決済基盤を用いたキャッシュレス納付された手数料等について、「地方公共団体の指定口座の増設」又は「公営企業の現金を歳入歳出外現金で保管する規定についての法令整備」を行うよう求める。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

- ①地方公共団体のアカウント及び指定口座は一つに限定されている。
- ②普通地方公共団体の所有に属しない現金は、法令の規定によるものでなければ取扱いできない。ぴったりサービスによる公営企業の現金は、公営企業管理者の権限に属し、会計管理者が出納及び保管する歳計現金に当たらないと考えている。また、歳入歳出外現金として受け入れることを正当化する法律・政令上の根拠は存在しないため適法性に疑義がある。

### 【支障事例】

歳入口座として、会計管理者が管理する口座を指定している。住民が公営企業の申請でキャッシュレス納付する場合、手数料等は同一口座に入金されることになるが、公営企業に係る現金を歳入歳出外現金で保管可能か法令等上明確ではない。これを理由にキャッシュレス納付できない場合、住民の利便性を阻害することが懸念される。

### 【制度改正の必要性】

住民の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、キャッシュレス納付された手数料等の受入口座を複数指定可能とするか、現金の取扱いを明確化する必要がある。デジタル化に伴う公金管理体制の整備が必要である。

### 【支障の解決策】

- ①指定口座を増設し、入金時点で普通地方公共団体の歳計現金と公営企業の現金を区別する。
- ②公営企業の現金を、歳入歳出外現金で保管可能とする明確な規定を整備する。
- ①又は②により、支障を解決できる。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公金管理体制の整備によりデジタル化を促進し、住民の利便性向上及び行政事務の効率化が図られる。  
また、地方公共団体の指定口座を増設する場合は、公営企業へ現金を払い出す必要がないので更に行政事務の効率化を図ることができる。

## 根拠法令等

地方自治法第 235 条の4第2項、地方自治法施行令第 168 条の7第1項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

枚方市

○現在、当市においてはぴったりサービスでのキャッシュレス納付は行っていないが、今後キャッシュレス納付が拡充していくことを鑑みると、指定口座の複数登録が可能でないと事務が煩雑になるため、登録口座の増設を要望します。

## 各府省庁からの第1次回答

### 【①について】

登録口座を増設し入金時点で普通地方公共団体の歳計現金と公営企業の現金を区別する機能の実装については、既存の類似した機能を有する民間のサービスの状況等を勘案しながら、費用対効果を踏まえて検討してまいりたい。

### 【②について】

ご提案において「公営企業の現金は、公営企業管理者の権限に属し、会計管理者が出納及び保管する歳計現金に当たらないと考えている。」とされているが、地方公営企業法第2条第1項等において、公営企業は「地方公共団体の経営する企業」とされており、公営企業は地方公共団体の一部である。

このため、公営企業が保有する現金についても、地方公共団体の所有に属する歳計現金として取り扱うものであり、当該地方公共団体の所有に属しない「歳入歳出外現金」として取り扱うことはできない。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	366	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

## 提案事項(事項名)

各府省庁が発出する自治体向けガイドライン等に係る一元的な検索ポータルの整備

## 提案団体

酒田市

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、農林水産省

## 求める措置の具体的内容

各府省庁が個別に発出・公表している自治体向けガイドライン、Q&Aについて、プラットフォームを一本化した一元的な検索ポータルを整備を求める。具体的には、PDF ファイルの羅列だけではなく、ウェブサイト上でキーワード検索により、最新のガイドライン、Q&A が確認できる全文検索システムを構築いただきたい。なお、全府省庁横断的なシステム構築が難しい場合は、特に農林水産省のガイドラインや Q&A について、キーワード検索可能なシステムの構築を求める。

## 具体的な支障事例

新規配属された職員が新規就農(特に初期投資支援)に係る補助金業務を行っていた際に、ガイドライン、Q&A がメール等で送られてきており、最新のものがどれか等の確認作業に時間を要した。  
ガイドライン、Q&A の公開先が一元化されていないほか、都度更新や未定稿の常態化により、行政効率を著しく低下させている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

検索・確認にかかる時間を短縮できる。

## 根拠法令等

—

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、川崎市、小牧市、兵庫県、広島市、高知市

—

## 各府省庁からの第1次回答

デジタル庁は、国の行政機関、立法機関、司法機関、一部の独立行政法人、総合行政ネットワーク(LGWAN)参加団体等(以下、総称して「利用機関」という。)の間で情報共有する場として、「政府共通インフォメーションボード」及び「政府共通 NW/LGWAN 掲示板システム」を構築し、運用している。

このうち「政府共通 NW/LGWAN 掲示板システム」は、国の行政機関等と LGWAN 参加団体が利用できる電子掲示板システムであり、テーマ別及び目的別の仮想のフォーラムの場を利用機関に提供するもので、利用機関からの申請に基づき専用の掲示板又はフォーラムを開設することができる。

同システムでは、各府省庁の判断において、当該府省庁が発出・公表するガイドライン、Q&A 等についても掲載が可能であり、各府省庁が同システム上に情報を集約することで一元的な情報共有が可能であるとともに、掲載後はキーワードによる検索も可能であることから、自治体を含む LGWAN 参加団体が必要な情報を検索・確認できる環境として、御要望に対応できる仕組みが既に整備されているところである。

農林水産省としても、このような政府共通システムの活用等により、自治体職員の皆様が効率的に業務に取り組めるような情報提供に努めてまいりたい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	377	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

## 提案事項(事項名)

マイナンバー情報連携の活用により乳児等通園支援事業における税情報等の取得を可能とすること

## 提案団体

指定都市市長会、久留米市、大野城市、篠栗町、粕屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、広川町

## 制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁、総務省

## 求める措置の具体的内容

乳児等通園支援事業における税情報等の取得を情報提供ネットワークを通じた情報照会(マイナンバーを用いた情報連携)により可能とすることを求める

## 具体的な支障事例

児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)については、生活困窮者等(市民税額が一定額未満の世帯)に対して利用者の負担軽減のための公定価格の加算が設定されている。その認定を行うに当たっては、現行法令では、税情報等の取得に関して情報提供ネットワークを通じた情報照会(マイナンバーを用いた情報連携)を行うことができないため、乳児等通園支援事業の利用者が自ら負担し、課税証明書等の証明資料を用いて申請する必要がある。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

利用者からは、課税証明書の取得が負担であるために、マイナンバーを利用してほしいとの声が寄せられている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

利用者の負担軽減につながり、住民サービスの向上につながる。また、行政においても、紙媒体を確認する必要がなくなり、効率化につながる。本制度は、全国で実施されるものであるため、行政の効率化の影響は大きいものだと考える。

## 根拠法令等

行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九号八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第百五十七条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、ひたちなか市、福井市、小牧市、寝屋川市、和歌山市、岡山県、都城市、鹿児島市

○既に1件、利用者負担減免申請があった際、添付書類がない状態で申請がされてしまい、個別に電話対応するといった事象が発生している。

○提案内容にあるように、乳児等通園支援事業における税情報等の取得を情報提供ネットワークを通じた情報照会(マイナンバーを用いた情報連携)により可能とすることが求められる。

○利用者自らが課税証明書等の証明書類を準備し申請することは、金銭面と時間面の両面から負担になるため、マイナンバーを用いた情報連携を求める声が、県内市町村から上がっている。

○マイナンバーを用いた情報連携が可能となることで、利用者の証明書取得に係る時間的・経済的負担が大幅に軽減され、制度へのアクセス向上が期待される。また、自治体においても事務処理の効率化と迅速化が実現し、より多くの支援が必要な家庭が制度を利用できるようになることで、子育て支援の実効性が高まり、社会全体の子育て環境の改善に寄与することが見込まれる。

#### 各府省庁からの第1次回答

乳児等支援給付認定に関する事務等において、地方税関係情報をはじめとする利用特定個人情報の情報提供及びその求めを可能とするため、必要な法令改正を行うことを予定している(令和8年6月26日公布・施行予定)。これと併せ、令和9年6月からは、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムを通じて地方税関係情報等の必要な情報を照会できるよう、対応を検討している。